

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議録

令和 7 年 10 月定例会
(10 月 30 日)

令和 7 年 10 月協議会
(10 月 30 日)

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

令和 7 年 10 月 定例会

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

(10月30日)

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
議事日程第 1 号	3
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第 1 会期の決定	4
日程第 2 会議録署名議員の指名	5
日程第 3 議案第 6 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	5
日程第 4 議案第 7 号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る 共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について	6
日程第 5 議案第 8 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について	8
日程第 6 議案第 9 号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する條 例	9
日程第 7 議案第 10 号 令和 6 年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算 について	11
日程第 8 議案第 11 号 令和 7 年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第 1 号）	18
日程第 9 一般質問	20
閉 議	64
管理者挨拶	64
閉 会	64

令和7年10月渋川地区広域市町村圏 振興整備組合議会定例会会議録

第1日

令和7年10月30日(木曜日)

出席議員(15人)

1番	埴	田	裕	之	議員	2番	福	島	丘	泰	議員
3番	反	町	英	孝	議員	4番	波	多	野	佐	和子
5番	板	倉	正	和	議員	6番	後	藤	弘	一	議員
7番	三	俣		実	議員	8番	田	中	猛	夫	議員
9番	廣	嶋		隆	議員	10番	富	岡	大	志	議員
11番	山	内	崇	仁	議員	12番	善	養	寺	孝	議員
13番	安	力	川	信	之	議員	14番	角	田	喜	和
15番	小	池	春	雄	議員						

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

管理 者	星 名 建 市	副 管理 者	柴 崝 徳一郎
副 管理 者	南 千 晴	監 察 委 員	田 中 誠
事 務 局 長	島 田 志 野	消 防 長	山 田 知 巳
消 防 本 部 長	角 田 泰 紀	消 防 署 長	萩 原 勇 人
会 計 管理 者	生 方 茂 樹	総 務 課 長	根 井 邦 彦
事 業 課 長	西 島 学	清 掃 センタ ー 所 長	荒 井 一 浩
環 境 クリ ー ン センター 所 長	横 手 和 敏	消 防 防 課 部 長	狩 野 設 衛
消 防 本 部 長	永 井 雅 人	消 防 本 部 部 長	石 田 正 外
総 務 課 課 長	狩 野 健 一	消 防 本 部 部 長	藤 木 雅
企 画 財 政 係 長	山 本 豊 彰	消 防 本 部 部 長	関 口 剛 士
事 業 課 管理 係 長	吉 田 浩	事 業 課 施設 係 長	
監 察 委 員 長			
副 事 業 課 長			

事務局職員出席者

書記長 佐藤昭代 記
書記 町田直哉 記

書記 都丸健一
書記 鶴巻大輔

議事日程

議　事　日　程　第1号

令和7年10月30日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会期の決定
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 議案第 6 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
 - 第 4 議案第 7 号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について
 - 第 5 議案第 8 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
 - 第 6 議案第 9 号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例
 - 第 7 議案第 10 号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について
 - 第 8 議案第 11 号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第1号）
（提出者説明、質疑、討論、表決）
 - 第 9 一般質問
-

会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

午前 10 時

議長（安力川信之議員） おはようございます。これより令和7年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人で、議会は成立いたしました。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係職員の出席を求めます。

本日は、追加説明員として監査委員事務局、吉田副事務局長が出席しておりますので、この際自己紹介をお願いします。

監査委員副事務局長（吉田 浩） 監査委員事務局副事務局長の吉田浩と申します。よろしくお願ひいたします。

開 議

午前 10 時

議長（安力川信之議員） これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

諸般の報告

議長（安力川信之議員） 日程に先立ち、この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会期の決定

議長（安力川信之議員） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（安力川信之議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において4番、波多野佐和子議員、10番、富岡大志議員を指名いたします。

日程第3 議案第6号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（安力川信之議員） 日程第3、議案第6号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） おはようございます。ただいまご上程いただきました議案第6号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議につきまして、提案理由及び議案の内容をご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書の1ページをお願いいたします。初めに、提案理由につきましてご説明申し上げます。（1）として、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である太田市外三町広域清掃組合の名称が、令和8年4月1日から太田市外三町清掃斎場組合に変更されること、（2）として、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務の群馬県市町村総合事務組合における共同処理を令和8年3月31日をもって取りやめることから、群馬県市町村総合事務組合規約を変更する必要があるため、地方自治法第286条第1項本文の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案の内容につきましてご説明申し上げます。5ページから8ページに議案第6号参考資料として新旧対照表をお示しいたしましたので、併せてご覧ください。3ページをお願いいたします。別紙として、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書をお示ししております。6行目から、群馬県市町村総合事務組合の規約の一部を改正する規約であります。

9行目、別表第1の組織団体のうち、名称変更に伴い、「太田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三町清掃斎場組合」に改めるものであります。

11行目、別表第2の1の項中、共同処理する団体のうち、名称変更に伴い、「太田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三町清掃斎場組合」に改め、同表の4の項、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に

基づく災害弔慰金の支給等に関する事務を取りやめることから全項を削除し、同表の5の項中、「太田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三町清掃斎場組合」に改め、同表中5の項及び6の項を4の項及び5の項としてそれぞれ繰り上げることによる改正であります。なお、当該事務の取りやめにつきましては、群馬県市町村総合事務組合議会の全員協議会において、現行制度では迅速に対応することが困難であり、共同処理を取りやめたほうが住民の申請手続の簡素化が図れることから、令和8年3月31日をもって取りやめことになった旨が組織団体に通知されております。

15行目、附則でありますと、施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第6号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑に対しては1人3問とし、1問目の質疑は登壇して行い、2問目以降は自席にてお願ひいたします。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第6号の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務 に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について

議長（安力川信之議員） 日程第4、議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいまご上程いただきました議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議につきまして、提案理由及び議案の内容をご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書の9ページをお願いいたします。初めに、提案理由につきましてご説明申し上げます。災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理の取り止めに伴う財産処分を別紙のとおりとするため、地方自治法第289条の規定により、群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分を群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案の内容につきましてご説明申し上げます。11ページをお願いいたします。別紙として、群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議書をお示ししております。なお、当該資料ですが、記載誤りがございましたので、本日付で正誤表を送付させていただきました。机の上に置かれておるかと思います。正誤表の下に訂正後の資料を添付いたしましたので、申し訳ございませんが、そちらをごらんいただきますようお願いを申し上げます。

7行目、1として、令和8年3月31日現在の群馬県市町村総合事務組合自然災害救助基金は、災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理団体、26団体に還付するものであります。なお、13ページに共同処理団体の一覧をお示しいたしましたので、ご参考ください。

11ページにお戻りください。12行目、2として、各共同処理団体への還付金額については、基金の令和8年3月31日現在の額を各共同処理団体の人口の合計で除した額に各共同処理団体の人口を乗じた額とするものであります。

17行目、3として、上記の2で還付した結果、基金の額に剩余金が生じた場合は、群馬県市町村総合事務組合一般会計口座に収納するものであります。

以上で議案第7号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（安力川信之議員） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給に関する事務に係る共同処理の取

り止めに伴う財産処分に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

議長（安力川信之議員） 日程第5、議案第8号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいまご上程いただきました議案第8号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議につきまして、提案理由及び議案の内容をご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書の15ページをお願いいたします。初めに、提案理由につきましてご説明申し上げます。（1）として、令和8年4月1日から、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体である太田市外三町広域清掃組合の名称が太田市外三町清掃斎場組合に変更されること、（2）として、令和8年4月1日から、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体にみどり市が加入することから、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要があるため、地方自治法第252条の7第2項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体間において協議の上定めることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案の内容につきましてご説明申し上げます。19ページに、議案第8号参考資料として新旧対照表をお示しいたしましたので、併せてご覧ください。17ページをお願いいたします。別紙として、群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議書をお示ししております。6行目から、群馬県市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約であります。

9行目、別表中、共同設置をする団体に新たにみどり市が加わることに伴い、「安中市」を「安中市みどり市」に、名称変更に伴い、「太田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三町清掃斎場組合」に改めるものであります。

11行目、附則でありますが、施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するものであります。

14行目、経過措置といたしまして、この規約の施行の際、現にみどり市の公平委員会に対してなされている次の各号、5項目ございますが、ここに掲げるものにつきましては、この規約による公平委員会に対してなされたものとみなすものであります。各号の説明は、ご覧いただくことで省略をさせていただきます。

以上で議案第8号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（安力川信之議員） これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例

議長（安力川信之議員） 日程第6、議案第9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山田消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） ただいまご上程いただきました議案第9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及び議案の内容についてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書21ページをお願いいたします。初めに、提案理由についてご説明申し上げます。22ページをお願いいたします。総務省消防庁次長から、令和7年8月29日付、消防予第383号及び消防特第159号が通知されたことにより、渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

総務省消防庁次長通知の内容でございますが、本年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受け、総務省消防庁で開催した、大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会の報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、国が示す火災予防条例の例を一部改正するとしたものでございます。

改正内容につきまして、議案第9号参考資料でご説明いたします。23ページをお願いいたします。渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。右側が現行、左側が改正案で、傍線部分が改正箇所となります。初めに、目次に第3章の3、林野火災の予

防（第29条の8中・第29条の9）を加え、第29条に火災に関する警報について、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にするため、「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を追加し、同条第7号の「屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。」を、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備、器具の従前からの変化等を踏まえ、この規定を削除するものでございます。

林野火災に関する注意報といたしまして、市町村長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができること。また、林野火災に関する注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市町村の区域内にある者は、火災予防条例29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこと。さらに、市町村長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとする第29条の8を追加し、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限として、市町村長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火災予防条例29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとする第29条の9を追加し、24ページをお願いいたします。第42条の3第1項第3号で引用する第45条を、第45条第2項が加えられたことに伴い、第45条第1項とし、第45条の火災と紛らわしい煙等を発するおそれがある行為等の届出に関する事項として、火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為にたき火が含まれることを明確にするとともに、消防長は、火災予防条例第45条第1項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる機関及び区域を指定することができることとするものでございます。

22ページへお戻りください。附則といたしまして、施行期日につきましては令和8年1月1日から施行するものでございます。

以上で議案第9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長（安力川信之議員） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第9号の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入 歳出決算について

議長（安力川信之議員） 日程第7、議案第10号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計
歳入歳出決算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

星名管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） ただいまご上程をいただきました議案第10号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興
整備組合一般会計歳入歳出決算について、提案理由を申し上げます。

令和6年度の予算執行に当たりましては、前年度に引き続き、物価高騰や賃上げによる事業費の増加などの影響を受けましたが、関係機関と連携、協力をしつつ、おおむね計画どおり事業を実施することができました。以下、主要な施策の成果について申し上げます。

生活関連施設の整備及び運営に関しましては、救急医療対策事業として、在宅当番医制等を実施している渋川地区医師会及び渋川北群馬歯科医師会に補助金を交付いたしました。また、夜間の急病時に対応できる診療体制として、夜間急患診療所を運営し、常時診療体制の確保に努めました。火葬場・斎場運営事業では、指定管理者による管理運営の下で、火葬設備等の定期的な点検及び補修を行い、良好な施設管理に努めました。

ごみ処理事業及びし尿処理事業では、業務の充実を図るため、老朽化が進む施設及び設備の計画的な補修工事を行いました。また、令和6年4月からプラスチック類のリサイクル処理を開始しました。清掃センター長寿命化事業では、基幹的設備改良工事に係る長寿命化総合計画の策定を行いました。

消防、救急救助関係では、消防力の維持管理に努めるとともに、複雑多様化する災害へ対応するため、施設、装備の充実強化に努めました。

通信指令関係では、たかさき消防共同指令センターで共同運営している指令システムの更新整備工事に着手いたしました。

車両関係では、消防署に配備してある高規格救急自動車を更新しました。

消防施設関係では、西分署の建設工事が完了し、新庁舎での業務を開始いたしました。

令和6年度における主要な事業は、以上のとおりであります。計画いたしました事業がおおむね遂行できましたことは、議員各位をはじめとする関係機関のご支援、ご協力のたまものと深く感謝申し上げる次第です。内容につきましては、事務局長及び消防長からご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（安力川信之議員） 続いて、監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

田中監査委員。

（監査委員田中 誠登壇）

監査委員（田中 誠） 私から令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計決算審査意見についてご報告申し上げます。

お手元に配付いたしました審査意見書に基づき、それぞれの要点のみ報告させていただきます。

それでは、意見書の1ページをお開きください。第1の審査種類から第4、審査の着眼点でありますと、管理者から審査に付された決算書類が地方自治法等関係法令に適合して作成され、かつ計算に過誤がないか、収支が適正、適法であるかなどについて、令和7年8月1日から9月12日まで審査を行い、その意見書を10月20日に管理者へ提出いたしました。

第5の審査の結果でありますと、審査に付された決算書類は、審査した限りにおいて関係法令に適合し、かつ正確に作成されており、その計数は関係書類と照合した結果、正確であると認められました。また、審査した予算の執行及び関連する事務の処理はおむね適正であると認められました。

第6、審査の内容であります。1、決算の規模について申し上げます。下段の表をごらんください。歳入の当年度支出済額が39億3,019万円で、歳出の支出済額は37億7,169万円で、差引残額は1億5,850万円がありました。

2ページをお願いいたします。2、決算収支の状況につきまして、2ページから7ページまでとなっていますが、説明を省略させていただきますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

8ページお願いいたします。第7の意見ですが、こちらは私と反町議選監査委員と合議の上、決定した決算審査における意見になります。要点のみ説明させていただきます。7行目をお願いします。ここは、歳入についての意見となっています。この段落の下から3行目をお願いします。令和6年度については、前年度と比べて大きな変化はありませんが、新たな取組として残骨灰の売払いを実施して収入の増加につながったことから、875万円程度ですが、今後も自主財源の確保に努めてほしいということについて記載しています。

次に、歳出についてですが、1段落目では、今後大型事業となる清掃センターの長寿命化工事や環境クリーンセンターの建設などが続くため、構成市町村の財政負担を考慮して、長期的な視点を持って計画的に事業に取り組んでほしいということ。2段落目では、施設の老朽化に伴う適切な維持管理をしてほしいということ。3段落目では、行政運営の効率化を高めるため、不用額のさらなる縮小を図ることについて記載しています。

下から5行目をお願いします。以下、まとめとして読み上げます。本組合は、消防、救急や一般廃棄物処理といった住民生活に密着した業務を担っている。本組合の財源は、構成市町村の負担金が担うところが大きいため、引き続き行政コストの削減や効率的な運営に努められたい。最後に、より一層構成市町村と連携、協力を図り、圏域の発展に向けた事業運営に尽力されることを期待する。

以上で令和6年度一般会計決算審査結果の報告を終わらせていただきます。ただいまご説明申し上げました数値などについて、要約して申し上げましたが、その内容は意見書のとおりであります。また、誤読がございましたら、意見書が正確でございますので、併せてご理解くださいますようお願いいたします。

議長（安力川信之議員） 続いて、議案の説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいまご上程いただきました議案第10号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要をご説明いたしますので、恐れ入りますが、令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合決算調書及び参考資料のご用意をお願いいたします。別冊になっております。1ページをお願いいたします。Iの実質収支に関する調書につきましてご説明申し上げます。1の歳入総額は39億3,019万4,000円、予算現額に対する収入率は99.3%でありました。2の歳出総額は37億7,169万2,000円、予算現額に対する執行率は95.3%でありました。3の歳入歳出差引額は1億5,850万2,000円でありました。4の翌年度へ繰り越すべき財源は、(2)、繰越明許費繰越額5,760万2,000円でありました。5の実質収支額は1億90万円であります。このうち6の実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は5,045万5,000円であります。これは、財政調整基金条例に基づいて、決算剰余金の2分の1以上の金額を積み立てるものであります。

2ページをお願いいたします。続きまして、IIの財産に関する調書であります。市の公有財産、(1)、土地及び建物のア、総括で、決算年度中の増減高についてご説明いたします。表の最下行、合計をごらんください。土地につきましては、左から3列目、決算年度中の増減はありませんでした。次に、建物でありますか、最下行、合計をごらんください。表の左から9列目、建物内非木造の決算年度中の増減高は、788平方メートルの増加であります。内訳でありますか、区分欄2行目、他の行政機関、消防（警察）施設で、新消防署西分署788.06平方メートルを建設いたしました。なお、旧西分署庁舎352.46平方メートルは、今年度、令和7年度中の解体を予定しておるものでございます。

3ページをお願いいたします。2の物品については、自動車及び取得価格が100万円以上のものを整理しております。区分欄上から8行目、斎場関係機器1台の増は、令和6年度に新たに購入したひつぎ運搬台車であります。区分欄下から4行目、消防関係機器1台の減は、令和6年度に更新したロープ巻取り機の資機材を処分したものであります。

続きまして、3の基金になりますが、(1)の渋川地区広域市町村圏振興整備組合財政調整基金の決算年度中の増減高は3,314万3,000円の増額であります。これは、令和5年度決算剰余金8,825万7,000円及び財政調整基金利子22万8,000円の積立てと、一般会計へ繰越金として取り崩した5,534万2,000円を相殺したものであります。決算年度末現在高は4億2,039万6,000円となりました。(2)の渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金は、原資10億円の運用益を広域圏の地域振興等を目的とした活動事業に充てるために設置されたものであります。区分欄2行目、現金の決算年度中の増減高は117万2,000円の減であります。これは、一般会計への繰入金として取り崩したものであります。決算年度末の現在高は、10億2,429万7,000円となりました。

以上で財産に関する調書の説明を終わります。なお、4ページ以降の主要施策の成果説明書及び参考資料につきましては、決算書の事項別明細書で執行状況等をご説明申し上げます。

続きまして、決算書の内容についてご説明申し上げますので、決算関係議案書をお願いいたします。5ページ、6ページをお願いいたします。最初に、令和6年度一般会計歳入決算事項別明細書についてご説明いたします。歳入の説明は、備考欄に記載された項目のうち、主なものにつきましてご説明をいたします。1款分担金及び負担金1項負担金、収入済額の欄30億700万9,000円は、分布割合により納付いただき

ました市町村負担金であります。

2款使用料及び手数料については、7ページ、8ページをお願いいたします。2項手数料2目1節清掃手数料、収入済額の欄2億5,243万5,040円は、事業系一般廃棄物及び清掃センターへ直接搬入された家庭系一般廃棄物に対する手数料であります。

3目1節消防手数料、収入済額の欄271万1,000円は、消防法に基づく危険物の規制に係る設置、変更等の許認可事務手数料及び煙火消費許可手数料であります。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目1節清掃費補助金、収入済額の欄210万4,000円は、令和6年度次期最終処分場施設整備基本計画策定業務委託料として交付された循環型社会形成推進交付金であります。また、収入未済額1,956万2,000円は、次期最終処分場建設に伴う測量調査等業務委託を令和7年度に繰り越した分となっております。

2項国庫負担金1目1節消防費負担金、収入済額の欄129万2,575円は、緊急消防援助隊活動費負担金で、令和6年能登半島地震の発生に伴い、出動隊員の活動費として交付されたものであります。

7款繰入金につきましては、9ページ、10ページをお願いいたします。1項基金繰入金、収入済額の欄5,651万4,025円は、財政調整基金繰入金5,534万2,100円及びふるさと市町村圏基金繰入金117万1,925円によるものであります。

9款諸収入につきましては、11ページ、12ページをお願いいたします。2項2目雑入、備考欄5行目の指定管理者納付金1,244万9,110円は、斎場しらゆり聖苑の令和5年度収支決算において、指定管理料のうち電気料に余剰金が生じたため返還されたものであります。備考欄6行目の残骨灰売払収入875万2,953円は、しらゆり聖苑において火葬業務で生じる火葬残骨灰の売払収入であります。備考欄7行目の有価物売払収入4,802万147円は、清掃センターの粗大ごみ処理施設で資源回収したアルミ及びスチール等の売払収入であります。備考欄9行目の再商品化委託返戻金751万3,740円は、日本容器包装リサイクル協会から再商品化委託料の一部が還元されたものであります。備考欄11行目の高速自動車道救急業務支弁金219万4,470円は、高速自動車道における救急業務に対して東日本高速道路株式会社から支弁されたものであります。備考欄14行目、職員給与費負担金873万674円は、群馬県消防学校へ職員1名を派遣している給与費負担金であります。

10款組合債1項1目衛生債1節保健衛生債、備考欄、火葬場斎場整備事業債280万円は、しらゆり聖苑空調設備実施設計業務委託費によるものであります。

2目消防債1節消防債、備考欄1行目の高機能消防指令システム更新整備事業債1億3,520万円は、指令システムの更新に係るものであります。2行目の救急自動車整備事業債2,970万円は、消防署に配備した高規格救急自動車に係るものであります。3行目、消防庁舎建設等事業債2億6,070万円は、消防署西分署の建設工事に係るものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。13ページ、14ページをお願いいたします。歳出の説明におきましては、備考欄の二重丸の後に表示しております事業名で、主な事業の執行内容についてご説明を申し上げます。なお、各節の不用額につきましては、おおむね200万円以上のものにつきましてご説明申し上げます。

1款議会費であります、執行率は82.7%でありました。

2款総務費の執行率は96.3%であります。1項総務管理費1目一般管理費は、広域組合の事務局運営費のほか、広域組合の総括的な事務管理に係るものであります。

ここで、各款にわたる人件費につきまして一括でご説明をさせていただきます。再任用職員を含む組合職員188人に対する給料、手当及び共済費等人件費の合計は、予算現額15億7,202万3,000円に対し15億3,538万9,801円となり、執行率は97.7%であります。主な不用額は、5款消防費における休日勤務手当等の執行残によるものであります。備考欄最下行、一般経費は、会計年度任用職員報酬、事務管理に係る消耗品費、物品借上料等によるものであります。

15ページ、16ページをお願いいたします。備考欄下から3行目、派遣職員給与費は、渋川市及び榛東村からの派遣職員4人分に係る給与費等の負担金であります。

17ページ、18ページをお願いいたします。備考欄1行目、情報機器等整備事業は、主に事務局及び消防本部のネットワークサーバーとパソコンのリース及び保守管理に係る経費であります。

続きまして、19ページ、20ページをお願いいたします。2項1目活動事業費の備考欄1行目、広報事業は、組合広報紙「広域だより」を発行して、圏域住民の全世帯に配布をいたしました。2行目、防火活動推進事業は、防火を呼びかける火災予防運動ポスターを作成し、掲示したほか、圏域の小中学生を対象とした防火ポスター募集に係る参加賞等を購入いたしました。5行目、ごみ減量化啓発事業は、令和5年度からの新しい事業で、広域圏内の小学生からごみ減量化についての考え方を自由な発想でイメージし、絵画で表現したポスターの募集に係る参加賞等を購入いたしました。

3款衛生費の執行率は91.5%であります。1項1目保健衛生費は、救急医療対策に係るもので、圏域住民の常時診療体制の確保に努めました。備考欄下から4行目、在宅当番医制事業、備考欄下から3行目、歯科在宅当番医制事業、備考欄下から2行目、病院群輪番制病院事業の3事業につきましては、渋川地区医師会、渋川北群馬歯科医師会及び関係病院にそれぞれ補助金を交付し、救急医療体制の充実を図りました。

21ページ、22ページをお願いいたします。2目夜間急患診療所費であります。初めに、不用額の説明を申し上げます。夜間急患診療費の不用額3行目、委託料237万1,504円は、診療業務委託料の執行残によるものであります。備考欄、夜間急患診療所管理事業は、年間を通して夜間の内科、外科及び小児科の初期診療を実施することにより、圏域住民の医療サービスの提供を図るため、渋川地区医師会に診療業務を委託したものが主なものであります。

3目火葬場・斎場費であります。備考欄、しらゆり聖苑管理事業の測量設計委託料は、空調設備及び監視カメラ更新に係る実施設計業務委託であります。指定管理料は、新潟県の富士建設工業株式会社へ管理運営をお願いしておるものでございます。工事請負費は、火葬炉等補修工事で、毎年定期交換される耐火材、隔年で交換される主燃焼バーナー、使用状況で判断される各触媒及びフィルター、モーターなどでございます。

2項清掃費1目ごみ処理施設費は、清掃センター及び最終処分場におけるごみ処理に係る経費であります。初めに、不用額の説明を申し上げます。不用額欄7行目、需用費1,941万8,282円は、燃料費及び修繕料等の執行残であります。不用額欄9行目、委託料1,845万9,289円は、埋立施設維持管理事業における小

野上処分場跡地利用に係る基本構想策定等業務委託、リサイクルセンター施設維持管理事業におけるプラスチック類収集運搬及び中間処理業務委託の執行残が主なものであります。

23ページ、24ページをお願いいたします。備考欄1行目、清掃センター管理事業は、清掃センターの運転管理業務委託、不燃ごみクレーン、灰クレーンの補修工事等を実施したものであります。備考欄2行目、焼却施設維持管理事業は、公害防止用の薬品を購入したもの及び計画的な補修工事等を実施したものであります。備考欄3行目、粗大施設維持管理事業は、コンベヤー搬送チェーンの交換及び回転式破碎機内の部品の購入など、計画的な補修工事等を実施したものであります。備考欄4行目、埋立施設維持管理事業は、小野上処分場水処理に係る薬品等の購入及び小野上処分場水処理施設補修工事等を実施したものであります。備考欄5行目、最終処分場維持管理事業は、エコ小野上処分場の運転管理業務及び水処理施設の保守点検業務委託を実施したものであります。備考欄下から4行目、リサイクルセンター施設維持管理事業は、ガラスビン、プラスチックの再商品化業務及びリサイクルセンターの保守点検業務の委託を実施したものであります。備考欄下から3行目、清掃センター長寿命化事業は、現在使用している清掃センターを長期稼働するための長寿命化総合計画策定を実施いたしました。備考欄下から2行目、最終処分場建設事業は、エコ小野上処分場が令和11年12月で埋立期間が満了する見込みであるため、新規に最終処分場を建設するための施設整備基本計画策定業務委託を実施したものであります。

2目ごみ処理施設周辺整備事業費、備考欄の最下段、ごみ処理施設周辺整備事業は、清掃センターの地元である五輪平協議会へ288万404円を、またエコ小野上最終処分場関連で渋川市に500万円を交付したものであります。

25ページ、26ページをお願いいたします。3目し尿処理施設費は、環境クリーンセンターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費であります。初めに、不用額の説明を申し上げます。不用額欄7行目、需用費575万253円は、薬品費及び修繕料等の執行残額であります。不用額欄11行目、工事請負費243万6,000円は、酸素製造装置等補修、前処理設備補修、2次処理設備等補修工事の契約差金であります。備考欄最下行、環境クリーンセンター管理事業は、薬品の購入、酸素製造プラント装置の補修工事、運転管理業務の委託等を実施したものであります。

4款労働費の執行率は93.3%であります。1項労働諸費1目職業訓練センター費は、職業訓練センターに係る経費であります。備考欄下から2行目、職業訓練校運営事業等助成事業は、渋川地区高等職業訓練校として使用している渋川地区職業訓練協会へ補助金を交付し、技能者の育成に対し助成したものであります。

以上で歳出の1款から4款までの説明を終わります。

議長（安力川信之議員） 山田消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） それでは、5款消防費についてご説明申し上げます。

決算書27ページ、28ページをお願いいたします。消防費の執行率は97.6%であります。1項消防費1目常備消防費は、消防、救急体制の維持、強化及び災害対応に係る経費でございます。令和6年度の火災発生件数は47件で、前年度に比べ14件増加しました。内訳は、建物火災23件、車両火災9件、その他の火災が15件でした。救急出動件数は6,543件で、前年度に比べ327件増加しました。内訳は、急病が最も多く

4,284件で、一般負傷928件、転院搬送678件、交通事故369件などとなっております。搬送人員は5,573人でした。救助出動件数は99件で、前年度に比べ42件増加しました。主なものは、交通事故によるものが24件、その他の事故によるものが12件でした。

初めに、主な不用額のご説明を申し上げます。不用額欄7行目、10節需用費511万7,017円は、燃料費、電気料、救急用消耗品費及び医薬材料費等の執行残によるものが主なものでございます。不用額欄12行目、18節負担金、補助及び交付金255万7,888円は、高崎市・安中市消防組合ほか5一部事務組合指令事務協議会の負担金減額によるものが主なものであります。

続きまして、右側備考欄に二重丸で記載された項目のうち主なものについてご説明いたします。備考欄2行目、一般経費ですが、物品借上料は、寝具のリース料及び複合機の借上料であります。備考欄3行目、応急手当啓発事業は、AED及び訓練用人形等を用いた応急手当普及講習会等を開催し、救命率の向上を図りました。145回の講習会を開催し、3,535名が受講いたしました。備考欄4行目、職員研修事業は、県消防学校に24名、その他の研修に8名の職員を派遣し、知識や技能の向上に努めるとともに、必要な資格取得に係るものであります。備考欄5行目、救急救命士養成事業は、救急救命東京研修所に1名を派遣し、新規救命士を養成しました。また、ICLS資格取得に3名、気管挿管や薬剤投与等の病院実習に5名を派遣し、救急体制の強化を図りました。令和6年度末で、救急救命士は45名となっております。

29ページ、30ページをお願いいたします。備考欄1行目、職員健康管理事業は、B型肝炎等各種感染症の抗体検査、予防接種及び特定業務従事者健康診断等を行いました。備考欄2行目、消防庁舎管理事業は、施設の冷暖房設備、電気設備、浄化槽等の保守点検業務等を行い、施設を適切に維持管理いたしました。備考欄3行目、車両維持管理事業は、消防自動車、救急自動車など33台に係るタイヤ交換、修繕、車検及び定期点検等を行いました。備考欄4行目、業務用備品管理事業は、消防用資機材、救急用資機材等の修繕、救助用ロープ、油吸着剤及び配置計画に基づく消防用ホース、IP無線機並びに救助用資機材等を購入しました。備考欄5行目、職員被服貸与事業は、新規採用職員2名を含む職員の制服及びセパレート型防火服等を購入し貸与しました。備考欄8行目、救急事業は、感染防止用品、薬剤投与薬品、三角巾及び酸素ガス等を購入しました。また、北関東循環器病院、渋川医療センターからの応急手当への指示及び救急資機材の点検に係る経費でございます。

31ページ、32ページをお願いいたします。備考欄1行目、緊急消防援助隊事業は、令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市での林野火災に係る緊急消防援助隊の活動経費等であります。備考欄2行目、消防共同指令センター運営事業負担金は、高崎市・安中市消防組合ほか5一部事務組合消防指令事務協議会の負担金及び指令システム更新整備工事に係る負担金であります。

2目消防施設費は、消防施設の建設及び車両更新に係る経費でございます。初めに、主な不用額のご説明を申し上げます。不用額欄4行目、12節委託料102万500円は、西分署建設工事の分筆測量及び監理業務委託に係る契約差金であります。不用額欄5行目、14節工事請負費473万4,288円は、西分署建設工事に係る契約差金であります。不用額欄7行目、17節備品購入費106万3,070円は、西分署の庁用備品及び事業用備品に係る契約差金であります。備考欄1行目、消防自動車等購入事業は、本署に配置している高規格救急自動車を更新いたしました。備考欄2行目、消防庁舎建設等事業は、西分署の建設工事監理委託等であります。

以上で5款消防費のご説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 続きまして、6款からご説明いたします。

6款教育費の執行率は78.0%でありました。1項保健体育費1目体育施設費は、環境クリーンセンターの建設時に地元対策施設として建設した広域圏運動場の維持管理を実施したものです。備考欄、運動場管理事業は、運動場の除草や樹木剪定に係る維持管理経費が主なものであります。

7款公債費の執行率は99.5%でありました。1項公債費1目元金、備考欄、元金償還金は、過去に借り入れた組合債に係る償還金であります。なお、令和6年度末の組合債現在高は23億2,295万8,597円となりました。

以上で議案第10号の説明を終わります。ご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定されました。

日程第8 議案第11号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正 予算（第1号）

議長（安力川信之議員） 日程第8、議案第11号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

星名管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） ただいまご上程をいただきました議案第11号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では前年度繰越金による市町村負担金の財源調整が主なものであります。歳出では、人事院勧告等を踏まえた各款の人事費を整理する予算、入札差金を減額する予算が主なものであります。

内容等につきましては、事務局長からご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（安力川信之議員） 続いて、議案の説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 議案第11号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第1号）につきまして内容のご説明を申し上げます。

補正予算関係議案書の1ページをお願いいたします。令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,858万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,026万8,000円としたいと思います。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によりたいと思います。

6ページ、7ページをお願いいたします。2の歳出につきましてご説明申し上げます。なお、これから説明は、款項目につきましては左側のページを、節、説明欄につきましては右側のページをごらんください。1款分担金及び負担金1項負担金は、市町村負担金で1,345万6,000円を減額するものであります。主な減額の理由は、前年度繰越金の充当によるものであります。

5款財産収入1項1目1節利子及び配当金は260万8,000円の増額であります。これは、財政調整基金利子159万6,000円及びふるさと市町村圏基金利子101万2,000円の預金利息を受入れするものであります。

8款繰越金1項1目1節の説明欄、繰越金は4,044万5,000円の増額であります。これは、前年度の決算剰余金が確定したため、約2分の1に当たる額を歳入として受入れするものであります。

8ページ、9ページをお願いいたします。3の歳出についてご説明申し上げます。初めに、各款にわたり人件費の補正をお願いしておりますが、ここで一括して説明をさせていただきます。人件費につきましては、令和7年度の職員人事異動、市町村共済組合負担金率等の改定、令和7年人事院勧告に係る改定に対応するための補正であります。人件費総額で4,100万6,000円の増額補正となります。内訳として、改定に伴う所要額は4,397万7,000円の増、人事異動に伴う給料、職員手当は863万8,000円の減、共済費は566万7,000円の増となります。

続きまして、人件費以外についてご説明を申し上げます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の説明欄2行目、派遣職員給与費は158万1,000円の増額であります。これは、人事院勧告に係る改正に対応するためのものであります。

3款衛生費2項清掃費1目ごみ処理施設費は、10ページ、11ページをお願いいたします。説明欄1行目、

清掃センター管理事業は102万8,000円の減額であります。これは、燃料費単価と使用量の減によるものであります。2行目、焼却施設維持管理事業は205万9,000円の減額であります。これは、薬品の単価の減によるものであります。

3目し尿処理施設費の説明欄2行目、環境クリーンセンター管理事業は1,219万円の減額であります。これは、酸素製造装置等補修工事の契約差金であります。

なお、12ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。後ほどごらんいただければと思います。

以上で議案第11号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長（安力川信之議員） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 令和7年度渋川市広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第9 一般質問

議長（安力川信之議員） 日程第9、一般質問を行います。

申合せ事項により質問の時間は答弁を含めて1時間以内といたします。質問の形式は、1回目は一括質問方式で、2回目以降は一問一答方式とし、回数の制限はいたしません。質問の方法は、1回目は登壇してお願いをいたします。2回目以降は自席でお願いをいたします。答弁は、登壇して行うことといたします。

通告の順序により発言を許します。

1 最終処分場について。

9番、廣嶋隆議員。

なお、この際報告いたします。9番議員からの質問に関連のある資料の配付について、これを許可するよう申出がありました。議長において許可いたしましたので、報告いたします。

9番、廣嶋隆議員。

(9番廣嶋 隆議員登壇)

9番(廣嶋 隆議員) 議長への通告に基づき、一般質問を行います。

1、次期最終処分場について。令和7年10月22日、議員全員協議会で次期最終処分場の建設中止についての説明があったため、通告した一般質問は（3）から（8）までを削除することにいたしました。渋川地区広域市町村圏振興整備組合次期最終処分場施設整備基本計画は、令和6年度の予算を執行した成果物であります。予算が適正に執行されたかどうか審査するものであり、正しい成果物として納品、保存する必要があります。そこで、（1）、令和7年3月に策定された渋川地区広域市町村圏振興整備組合次期最終処分場施設整備基本計画について、令和7年3月に策定された基本計画は令和5年3月の一般廃棄物処理施設整備基本計画を具体化したものであるための基本計画であります。この基本計画には、誤りの箇所がたくさんあります。なぜこの誤りに気がつかなかったのか、この点について伺うものであります。

以後、詳細につきましては自席に戻り、質問をいたします。

議長(安力川信之議員) 島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 廣嶋議員より次期最終処分場の施設整備基本計画についてご質問をいただきました。

廣嶋議員が令和7年6月の吉岡町議会におきまして、当組合の基本計画の誤りについて指摘していただいたことは組合でも承知しております。議員のご指摘により誤りに気づいたこともあります。受注者に訂正を求めてまいりました。ただ、この基本計画に誤りがあったことに気づかず事務を執行してしまったことについては申し訳ないと思っております。最終処分場だけにかかわらず、一般廃棄物処理施設の整備計画等の策定には専門性の高い知識が必要となります。こうしたことから、コンサルタント業者に計画などの策定業務を委託しているところであります。このような成果物のチェックは、受注業者が選任した照査技術者が行うものであります。発注者であります組合は監督員として照査が適切に行われているかチェックする体制を取るものであります。今回は、受注者側のチェック方法や体制に不備があったということもございますが、それでも組合側も監督員として照査技術者の行うチェックが十分であったか、こうした確認がおろそかであったということは事実でございます。今後誤りがないよう、この仕様書内に照査技術者が行うチェック方法などを具体的に明文化して、またチェックの状況をその都度発注者に報告させるなど、しっかりした体制を取るようにしてまいりたいと思っております。現在も別の業務につきまして計画策定などを進めているところですが、誤りがないよう取り組んでおるところでございます。

議長(安力川信之議員) 9番。

9番(廣嶋 隆議員) 今の説明ですと、発注先、いわゆる委託を受けた企業がいいかげんだということになりますか。発注元、いわゆる広域組合のほうが専門者が多くいないと、だから気がつかなかったと。でも、素人の私でさえ数か所の間違った気がついているのですよ。それが、あなた方、専門に近い方がなぜ気がつかないのか、ここが最大の疑問です。では、そんな発注、出した先の企業はどういう状況でそこへ発注したのか。専門的なことになると、そういう業者は少ないと思うのです。その辺も、私が言いたいのは、これは6年度の予算で公金を使って、だから正確なものをつくってほしい。全体でいえば、建設は中止になりました。私が言いたいのは、6年度の予算でお金を使って正しいものを納品してもらいたい。今

後同じような発注の形態が生まれてくるわけです。そのために今回質問をいたしているのです。そうしますと、今後渋川地区広域市町村圏振興整備組合における廃棄物処理整備計画や清掃センター基幹的改良工事などで118億円が見込まれるわけです。すると、今のような状態で今後委託した場合に本当に大丈夫なのか。先ほど今後についての説明がありましたけれども、もう少し具体的にチェックの方法の見直しについて、広域組合がどのような対策を取るのか、その点をお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいまの廣嶋議員のご質問であります、今後のことについて具体的にどのようにしていくのかというようなご質問であったかと思います。先ほど申し上げましたが、仕様書の中に今回しっかりと進めていくための照査技術者がどういったことをチェックするかということ、チェックの方法、こういったものを非常に具体的に記していきたいと考えております。これについては、今回6年度に行なった計画につきましてはそこまで詳しく記載がなかったということがございましたので、これを明文化することにより、相手方にもしっかりと認識して、意識してもらいたいと考えております。また、その都度報告してもらうということをしっかりと明文化しまして、その都度しっかりと照査されているかどうかということを組合側で点検をしていきたいというふうに考えておるものでございます。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） 施設整備に係る財源計画、皆さんのお手元に資料が配付されていると思います。まず、資料1をごらんください。これは、先般私ども議員に基本計画書が配付されたものです。その109ページをサンプルで取り上げたのですが、まず5の3、財源計画、この表を見てどういうことが分かる人いらっしゃいますか。我全然分からなかったのです。全く、例えばの話、建設費の60%と設定とか、起債については90%と設定、これ金額がもちろん合わなかったり、いろいろするのですけれども、これだと全体がどういう流れになっているのか分からぬのです。そこで、資料2を見てください。全体の構想をこのような表で書けば分かりやすいと思うのです。例えば建設工事費、その中で交付金が対象となる事業と単独事業に分かれるわけです。交付の対象になるのは、まず3分の1が国からの交付金です。残り3分の2のうち90%において起債を起こすわけです。残り10%が一般財源になるわけです。そして、交付金に当たらない単独事業については、起債が75%、一般財源が25%と。このような表があれば、1の資料に戻れば、ここに書いてある90%とか、こういう意味が理解できると思います。なぜ委託した会社が分かりやすくこういうものが明記されなかつたのか。誰が見ても分かる、そういうものが発行されなければ、専門家がこれ見るわけではないのです。これは、ホームページにも載せているわけですよ。こんな分かりにくい、また間違ったものを載せるというのは、これで631万4,000円ですか、お金払っているわけですよ。さあ、このような基本計画、私が一覧つくった、こういうことを組合のほうでも理解してもらって、委託先にこういうことを書けとか、もうちょっと分かりやすく書けとか、今後そういう問題が発生したときに、こういうことは頭に入れて進めていただきたいと思います。

次に、資料1と3を見比べてください。資料3については、これはホームページに載せた、改訂された資料なのです。そして、まず大事なことは4行目の交付対象事業費計、これが資料1では26億2,339万9,000円、ホームページに載せている資料3では25億7,221万1,000円、なぜこれ数字が初めに配られたの

とホームページに載せたのと違うのですか。そこを説明いただきたい。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいま議員より、財源計画について金額が変わっているというご指摘をいただきました。こちらの原本とホームページ掲載のもので金額が違う理由でございますが、施工監理費に係る交付対象事業費の算定方法につきまして、循環型社会形成推進交付金、この交付要綱の読み方、解釈の仕方の中で一部誤りがございました。そうしたため、訂正をさせていただいたところでございます。その結果、全ての数値が動いてしまったということでございます。

議長（安力川信之議員） 9番。

（5番板倉正和議員午前11時24分退席）

9番（廣嶋 隆議員） この金額は、交付対象事業の金額になるわけですよ。すると、初めに出た金額は高いわけです。多いわけです。交付金額も当然増えるわけです。こここの算出したのは、建設費の60%と設定って書いてありますよね。すると、建設費の60%ということは、42億6,569万円、一等上の建設費を60%で算出すべきですね。ところが、これ計算すると施工監理費も入った建設費計の43億7,233万2,000円の60%を算出しているのですよ。こんな間違いに何で事務局は気がつかないのですか。簡単なことでしょう。資料3のほうは、資料3見てください。資料3の交付金の合計はどうやって算出するかというと、まず1の建設費42億6,500万円の金額に対して、0.5%の監理費が認められると。だから、0.5%ここに建設費分の0.5設定って書いてあるわけです。なおかつ1の建設費の60%見ていて、合わせた金額が交付対象の合計だと。それが正しくなくて25億7,221万1,000円だと、本来これで正しいわけです。

（5番板倉正和議員午前11時26分出席）

だから、何でこういうことが初めの基本計画が出たときに皆さん分からぬのですか。疑問を感じないのですか。

次に、単独事業についても、資料1の単独事業、17億4,893万3,000円、ところが資料3の単独事業、18億12万1,000円。なぜ単独事業は5,100万円ほど値上がりしているのですか、理由を求める。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいま単独事業費の額の変更についてということでご質問をいただきました。この基本計画で記載しております額については、受注者であるコンサルタント業者が持つノウハウですとか、過去の他の自治体における建設工事費などから、概算工事費ですとか循環型社会形成推進交付金、こうした対象事業費の割合を設定したものであります。この金額で財源計画を示したものとなっております。ただ、これにつきましてはあくまで概算でありますので、実際の工事費ですとか循環型社会形成推進交付金対象事業費については、基本計画ですとか実施計画の中で変動するということで考えておりました。そのため、改めて計算をし直したところ、変動があったということでございます。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） 関連して、次、（2）、基本計画書は議員に配付されています。訂正の対応について伺います。

まず、広域のホームページには、6月25日付で訂正された基本計画がアップされているのですよ。間違い箇所はまず何か所あったのですか、お尋ねします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 計画の間違い箇所につきましては、7か所と認識しております。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） 本来であれば、正誤表をつけて議員に説明するものと考えるのですよ。我々に何の説明もなく、正誤表も出さずに、なぜホームページにアップしたのですか。その点お伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 議員にお配りした計画書の変更がございました。訂正がございました。こちらにつきましては、最初に申し上げましたが、吉岡町の議会におきまして、廣嶋議員から間違いがあるという指摘を受けたことを受けまして、早急にこちらを訂正して、皆様にも知らせなければいけないということで、ホームページには先に載せてしまいました。ただ、議員の皆様に内容を変更していたにもかかわらず報告していなかつたということは、私どもの落ち度でございます。今後こういった訂正等ありましたら、議員にはしっかりと報告をする、また正誤表を送らせていただく、こうした対応を早急に取るようにいたしたいと思っております。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） これ完全な議会、議員無視ですよ。謝ればいいというものではないですよ。本来筋を通してもらわないと困ります。こんなことが今後許されるなんてあり得ないことですから、十分に注意していただいて、事業を進めていただきたいと思います。

次に、業務委託契約書の中で、成果物に不備があった場合について定めがあるのかどうか伺います。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 成果物に不備があった場合ということでありまして、定めがあるかということでございます。契約の約款の中に、契約不適合責任及び契約不適合責任期間等について定めをしております。こうした中で、発注者は引き渡された成果物に関しまして、引渡しを受けた日から3年以内であれば、受注者に対して成果物の補修、また代替物の引渡しによる履行を追加することができるということで記載はございます。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） 今の説明では、3年以内に訂正物等を出すというお話でよろしいわけですよね。そうしますと、業務委託した基本計画書には多くの誤りが、さっきの話ですと7か所あったわけです。現状では、完成された基本計画書ではありませんよね。委託先業者に対して、どのようなものを求めるのか伺うものであります。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 今回の計画書の訂正でありますけれども、議会にご説明する前にホームページに訂正版を上げてしまつておるということは事実でございます。ただ、この訂正版につきましては、本年の3月19日に納品されたものについて業者に対して指摘をして、誤りについて既に訂正をさせたものでございますので、そちらをもつて訂正としたいと考えております。ただ、こちらにつきましては、議員の皆様には、やはり正誤表をしっかりとお渡しするなど対応したいと考えております。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） 3月19日に正しいものが納品されたと。違う。ちょっとその辺もう一度、すみません、説明してください。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 私の説明が分かりづらくて申し訳ありません。3月19日に、元の議員の皆様にお示しをしたものが納品されたという意味でございます。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） そうすると、正しいものは納品されていないわけですか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 訂正をしたものにつきましては、データで納品をさせております。それをもちまして、ホームページのほうにアップをしたという次第でございます。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） ならば、なぜ議員にちゃんと説明をしなかったのか。同じことの繰り返しになってしまふのですけれども、非常に議会無視、議員無視ですよ。こんな重大なことを勝手にやっているわけですから、あなたたちは。いいのですか、そんなことで。許されることではないです、これは。これ、たまたま事業が中止になりました。事業が中止にならずに、次の基本設計、実施設計と段階進んでいくわけですよね。その基本となる設計ですから、そこにこんないいかげんな基本設計が出てくるなんて考えられない。先ほど言ったように、今後については十分注意していただき、議員の我々にもちゃんと報告し、進めていかなければならぬと考えています。

以上をもちまして、9番の一般質問を終わります。

議長（安力川信之議員） 以上で9番、廣嶋隆議員の一般質問を終了いたします。

休 憩

午前11時37分

議長（安力川信之議員） 着席のまま、暫時休憩をいたします。

再 開

午前 11 時 39 分

議長（安力川信之議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告の順序により、1 工コ小野上処分場スラグ撤去。

15番、小池春雄議員。

なお、この際報告いたします。15番議員から質問に関連のある資料の配付について、これを許可するよう申出がありましたので、議長において許可いたしましたので、報告いたします。

15番、小池春雄議員。

（15番小池春雄議員登壇）

15番（小池春雄議員） それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。

管理者も替わりましたので、今までですと手続き物で言えばすぐ分かったのですけれども、替わったということで、少し私も丁寧に星名管理者にはお伝えをしたいというふうに思っております。渋川地区広域市町村圏振興整備組合の前管理者は、都合の悪いことを隠蔽することが多かったというふうに私は感じておりました。また、新たな星名管理者におかれましては、せめて議員が議会で質問したことに限らず、国会の質問趣意書ではありませんけれども、そのように文書により質問したことについても真摯に向き合って、隠すことなく正確に情報を開示していただきたいということを希望しておきますけれども、これについて管理者にまずはお答えをお願いしたいと思います。

この問題につきましては、これは令和5年10月なのですけれども、10月議会におきまして、工コ小野上処分場の鉄鋼スラグ碎石の撤去について質問しております。これまでもただしてきましたが、いまだ進んでいない理由はなぜかということで質問しております。鉄鋼スラグ碎石の撤去を、令和元年10月18日に工コ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続に関する調査特別委員会というのがこの広域議会で設置されました。12回にわたりまして調査を重ね、大同特殊鋼株式会社に鉄鋼スラグ撤去の要請をするよう、2度にわたりまして決定をいたしました。この間に管理者から、大同特殊鋼株式会社に撤去を求めていくとの発言があり、応じない場合は裁判も辞さないとの確固たる態度で臨むことを管理者に求めまして、そして全会一致で決定し、目的を達成したということで、令和3年10月に委員会を終了したという経過がございます。しかし、その後におきましても、管理者は撤去させますとは言ったけれども、相手が応じてくれないというようなことで、それがずるずると来ているというのが現状であります。このことに関連しまして、これまでには様々な角度から質問してまいりましたけれども、細かい部分については自席にて質問しますので、よろしくお願ひします。

議長（安力川信之議員） 星名管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） ただいま小池議員から質問をいただきました。スラグ問題にかかわらず、組合では常に皆様の質問や要望に対しまして、隠し事などはせずに対応してきたものと私は考えております。これからも引き続き誠意を持って、しっかりと対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） それでは、事務局のほうは十二分に承知していると思いますので、角田議員の質問に対する令和4年4月6日付の質問状における回答について、回答は今でも間違いはないということでおろしいでしょうか。

議長（安力川信之議員） 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 議員のご質問にありますその質問状の回答については、今も誤りはないと判断をしておるところです。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 令和4年4月6日付、角田議員の質問における回答についての回答では、平成25年1月から8月に碎石類約5,500立米について、本工事は施工条件から、敷地の土質条件が粘土質、その対策として碎石を用いています。工事用仮設道路や地盤改良の補足などとして使われてきています。工事用仮設道路とは何でしょうか。地盤改良とは何でしょうか。これについてお伺いします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 工事用の仮設道路でございますが、工事の進捗に合わせて整備をいたしました、重機ですとか車両を移動させるための経路ということでございます。また次に、地盤改良についてですが、ここでいいます地盤改良とは、構造物を支持する、支えるための地盤改良であり、エポコラムですか、ツインブレードですか、そういう工法のことです。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 切り込み碎石40—0と山砂の使用時期、使用数量、使用場所、使用目的、これは前もって出してくださいということでお願いをしてありますけれども、出せますか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 今のご質問は、山砂ですか、切り込み碎石ですか、そういうものについて、使用した場所ですか、数量ですか、そういうものを文書で出すことは可能かというご質問だったかと思います。これにつきましては、山砂についてはサンドマット工、また切り込み碎石につきましては碎石の大半が仮設工事ということで使用がされているということで考えておりますが、この使用場所ですか数量などについて把握することが困難でありますので、図面ですか文書でお答えするのは難しいと思っております。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 出せないことはないと思うのです。今までだって、写真等でもどこで使いましたかと言いましたら写真も出ていますよね。だけれども、どの場所にどれだけ使ったというのって、工事するには、どこにどれだけ入っているかというものが見えるものがなければ、それは不良工事になってしまいます。でしたら、どこにどれだけ使ったというのが記録であるわけですよ。前の人がやったのだから、知らないというわけにいかないですよね。建物もそうでしょう。鉄筋は何本入っていましたかと、

コンクリートはどれだけ入れましたかと、どこに使いましたかといったら、いや、分かりませんというわけにいかないでしょう。だから、私は前もって質問の聞き取りをしたときに、このことは目で見て分かるように文書で回答してくださいと、図面を用いて回答してくださいというふうに質問しているのですよ。ですから、当然私はそれが図面で示されるものというふうに思っていましたけれども、そうでないとこれ不良工事になってしまいますよ。ですから、それを示して、これは保存して、建物というのは、建物、建築とか構造物ってそれみんな残るものですよ。設計図書として残っていなければ、どういう工事したかというのが分からなければ、後の補修もできない、何もできないのですよ。ですから、あるわけですよ。ないということはないでしょう。あるでしょう。だから、あるのでしたら、こっちが質問の前もって言っていたように、それを示してください。

議長（安力川信之議員）　西島事業課長。

（事業課長西島　学登壇）

事業課長（西島　学）　碎石の使用箇所についてでございます。まず、当時、令和4年3月9日、角田議員のほうからエコ小野上処分場において碎石がどこに使われたかという質問状において、事務局側のほうで回答をしております。その中で、碎石、特に仮設工事で使われた碎石ですが、仮設工事の内容につきましては、構内大部分にわたり工事車両が移動するというところで先ほども説明であったとおりであります、その具体的にどこだというところであります、仮設工事につきましては、設計上明示、今回につきましては任意仮設というところで、業者のほうが車が通るところというところで、碎石を必要なところに敷設したものであります。そのほとんどが施工監理を要しない任意の仮設工に当たることから、間接的な写真やそういうものでしか確認できないというところでありますので、間接的な写真で図面に落とすというところがなかなか難しいというところであります。以上です。

議長（安力川信之議員）　15番。

15番（小池春雄議員）　聞いていて、ちょっと意味不明なのですけれども、私が先ほど言いましたように、角田議員は令和4年4月6日付の質問状における回答では、質問では平成25年1月から8月に碎石5,500立米について、本工事は施工条件から、敷地の土質条件が粘土状で、その対策として碎石を用いていますと。工事用仮設道路や地盤改良の、これいわゆるサンドマット工ですよね、などに使われたというふうに答えているのですよ。そして、工事用仮設道路とは何でしょうといったのは先ほど答えがありました。地盤改良工といったら、地盤改良工はサンドマット工ですよね。工事用仮設道路に使われたって言っているのですよね。そちらの言い分では、Cの40—0か仮設道路に使われたと言っているのです。ここに入っている量というのはダンプで983台ですよ。そんなに仮設道路に使いますか。お答えください。

議長（安力川信之議員）　事業課長。

（事業課長西島　学登壇）

事業課長（西島　学）　まず、サンドマット工の定義からもう一度ご説明させていただきます。

まず、前橋地裁におきまして。

（「そういうことなんか聞いていないんだよ。聞いたことに答えればいいんだよ」と呼ぶ者
あり）

ちょっと説明させてください。共通事項というところで、双方が、原告と被告が認めたというところで、

サンドマット工の定義を定めております。その中で、仮設工事として軟弱な地盤の上に50ないし120センチの厚さの砂を入れて施工地盤を締め固める必要があった。この地盤の締め固めの工法を、すみません。ちょっとこれ間違えました。失礼します。

(「ちょっと一回戻って」と呼ぶ者あり)

すみません。

休 憩

午前 11時56分

議長（安力川信之議員） 休憩いたします。

再 開

午後 1時

議長（安力川信之議員） 休憩前に引き続き会議を開いたします。

なお、この際傍聴の申出がありますので、許可いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

傍聴を許可いたします。

小池議員の一般質問の質疑に対する答弁を求めます。

事業課長。

(事業課長西島 学登壇)

事業課長（西島 学） サンドマット工の説明をいたしたいと思います。

まず、令和2年12月25日、前橋地裁の判決において説明があります。その中で、事案の概要等というところで、前提事実、これにつきましては当事者間に争いがない事実という記載があります。その中で、地盤改良及びサンドマットの説明内容が記載されております。それをちょっと読ませていただきます。「地盤改良工は、本件処分場の敷地の全てについて行われたものではなく、大きな負荷がかかる補強土壁部分、被覆設備基礎部分及び埋立地部分の下の底面部に対して行われた。地盤改良工では、まず同工事に使用する重機、建設機材の荷重等に耐えられるように、仮設工事として軟弱な地盤の上に50ないし120センチの厚さの砂を入れて施工地盤を締め固める必要があった。この施工地盤の締め固めの工法をサンドマット工法（砂をマットを敷くように入れる工法という）。本工事においては、9,700平米の範囲に70センチの厚さのサンドマットが敷かれた」という記載があります。ですので、サンドマット工はエポコラム等の地盤改良工事における、それ用の仮設工事ということに当てはまるところちらとしては解釈しております。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 平成25年1月から8月の期間中、有限会社OHK Iから山砂5,380立米、今ございました地盤改良及び機械の転倒防止サンドマットに使用したとなっておりますけれども、これは間違いないですか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 回答書に記載のあるものは、間違いないということでございます。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） あと、OHK Iから入れたその5,380立米ということでおろしいですかと確認したいのですけれども。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） OHK Iの山砂をサンドマット工で使用しているということで認識しております。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 佐藤建設工業の碎石6,055立米についてを補強土壁で使用しているとなっております。サンドマット工はOHK Iの山砂で行ったのですけれども、そうするとOHK Iの山砂で行ったのか、それとも佐藤建設工業の切り込み碎石40—0で行ったのか、どちらなのですか。

それと、先ほどOHK Iの山砂を使用したということありますけれども、そうであれば先ほど休憩時間に土建業者の方がいたので、必ずその納入伝票があるわけだというふうに言っています。今まで聞いたら、そちらはないの一点張りでしたよね。ありません、ありませんと。一括して5,380立米入れたというものはあるけれども、納入伝票はないと。これではお金はもらえないというふうに言っていますけれども、そこはどういうふうにしますか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいまのご質問でありますが、納入書については、確かに私どものほうで前から申し上げているとおりございませんが、裁判に関係する参考資料という形で、設計数量の中で示されたものとして、有限会社OHK Iの出荷証明書、数量5,383立米ということで裁判のほうに提出をしておるものでございます。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 先ほど言いましたように、納入伝票あるいは写真がないと存在ということなのでですが、入ったか、入らないか分からぬでしよう。ほかのだって、佐藤建設工業から入ったものは搬入記録がみんなあるではないですか。何でOHK Iのはないのですか。なくて何で金を払ったのですか。そして、また何で入ったと言えるのですか。

議長（安力川信之議員） 事業課長。

（事業課長西島 学登壇）

事業課長（西島 学） OHK Iの山砂の5,383立米についてであります、ちょっと裁判記録を確認する

しかこちらのほうも今なくて、最高裁判決で双方の主張というところで、被控訴人の主張というところであります。そこを読ませていただきます。「有限会社OHK Iは、他社から仕入れた山砂を納入しており、同社に山砂を生産する能力がなくても納入することが可能である。また、納品書は工事完了後は通常廃棄するものであるため、同社の納品書は残っていないが、出荷証明書（乙43）には同社の押印があり、山砂5,383立米の出荷は明らかである」というふうに被控訴人が主張し、その後に裁判官が判断したものとしております。以上です。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 私は、裁判の話をしているのではなくて、広域組合として5,383立米をOHK Iから入れたといえば、そこには当然のことであれば納入伝票というのがあるのでしょうか。それがないというのでしょうか。裁判でどうのこうのではないですよ。こちらは、広域組合として工事をお願いしているわけですから、それは確認しなければならないわけでしょう。伝票だけでは確認しようがないでしょう。先ほども業者の方が言いましたけれども、それがなければお金にならないって言っているのですよ。

それと、先ほどもう一点、そこの中で答えていきますけれども、先ほどサンドマット工でOHK Iの山砂で行ったか、それとも佐藤建設工業の切り込み碎石40-0、どちらで行ったのですかという回答についてはまだしていませんね。してください。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） サンドマット工事につきましては、OHK Iの山砂を使っているというふうに答弁をさせていただきます。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 山砂を使ったのですね。それでは、先ほど言いました、サンドマット工に使ったと言っている山砂の納入伝票、裁判でどうではないですよ。広域組合として入っているか、いないか分からぬではありませんか、納入伝票がなければ。片方はまとめて入れましたよ。それでは、分からぬではないですか。それはないのですか。なければ、だってそんなでたらめないでしょう。それがなければ請求もできないと言っていましたよ、業者の方は。どうなのですか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 現状で確認することはできないので、大変申し訳ありませんが、今現在納入伝票はないということしか申し上げられないので、申し訳ございませんが、お願ひいたします。

すみません。ちょっと追加で答弁申し上げます。納品伝票等々につきましては、書類の保存期間、期限というものがございまして、その中で事によりますとという言い方で本当に申し訳ないのですけれども、保存期限が過ぎてしまったということがあったというふうに考えております。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） これもうずっと前から言っていて、この問題でもうずっと前から言っているですから、問題になっているのですから、なくなることはないわけですよ。それと、再度お願いしますけれども、平成25年1月から8月の期間中にエコ小野上処分場で有限会社OHK Iから納入された山砂5,380立

米、そして佐藤建設工業から納入された切り込み碎石40—0、6,055立米、それぞれについて図面を用いて使用場所、使用時間、使用時期、使用目的を図面、またそれを補足する文書にて提出をしていただきたいというふうに思いますか、いかがですか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 午前中にも事業課長のほうからご答弁申し上げましたが、こちらにつきましては仮設工で使用されたということで、任意でありましたので、申し訳ございませんが、場所等ははっきりすることは示すことは難しいということで、示すことはできないということでございます。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） ちょっとそれずさん過ぎるのではないかですか。先ほど言ったように、OHK Iから5,380立米、それで佐藤建設工業から983台ですよね。6,000立米ぐらい、6,000立米以上入っているのですけれども、どこに使われているか分からないのですか。そんなのってあるのですか。それはないでしょう。ダンプカーで1,800台分ぐらいあるのですよ。どこに使ったか分からないのですか。どこかへ潜ってしまったのだね。1台ぐらいなら分かるけど、その数ですよ。それが示せないとはどういうのですか。示せないということはないではないですか。使ってあったら、ここに使いましたよというのを図面で示せるのではないかですか。そのときの写真もあるでしょう。全てあるではないですか。示せないなんてどうなのですか。おかしいと思いませんか。示せるでしょう。示せなければ、お金だって払っているのですから。どうですか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 地点が示せないということは、仮設工の全体は、ここが仮設工だったということは示せるということありますが、これはどこに使われているとか、細かい地点を示すことは全体で示すということとまた違いますので、そちらについては難しいということございます。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） それでは、粗っぽくてもいいですよ。どこに入れたと、どういうふうに使ったというものは示せますね。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 写真につきましては、角田議員に質問の回答としてお出しした8枚の写真があったかと思います。そういう形でお示しすることはできます。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） それでは、これ前もって私は聞き取りのときに示してくれというふうに言っておいたのです。議会のときには出せますねと言ったら、出せると思いますという回答だったのです。今出せないのですか。出せるでしょう。出してください。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 聞き取りに伺いました職員に確認しても、当日出すことができると思うという発言はしておらないということでございますので、ご承知おきお願いいたします。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） では、何て言ったのですか。私は、そういうふうに聞こえたのですけれども。録音でもしておけばよかったです。だって、私は難しいことを言っておるのではないですよ。工事のときは、必ずだって、それはもう着工前の写真、それで工事中の写真ってみんなあるではないですか。そうすれば、はっきりOHKIの砂はここに入った、みんな分かるではないですか。それを出せないというから、こつちはおかしいのではないかと思うのです。出せるのではないですか。そのとき言った、言わないの話ではなくて、出さなければおかしいですよ。出すべきなのですよ。どうなのですか。では、だめ、うなずかない。管理者に聞きます。管理者、今話のやり取りを聞いていて分かると思うのですけれども、様々な疑問があつたら管理者が中心になって出させるというふうに私のはうは認識してよろしいでしょうか。

議長（安力川信之議員） 管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） 今小池議員のほうからいろいろとお話をされています。やり取りを聞いておりました。それで、実際に言った、言わないがというお話もありましたけれども、やはりそのときの状況の中で、今回の答弁については事務局からの話ということありますので、できることは最初に申し上げましたとおり、しっかりと開示していきますけれども、今の時点では難しいという話だということでありますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 納得する回答ではありませんけれども、この問題は先ほど経緯で説明したとおり、まずボーリング調査で有害なスラグを大量に進入路に埋設させたということが分かっております。組合は1期工事だと主張しておりますけれども、それを裏づける証拠はまだ私は見ていないのですけれども、ぜひとも1期工事だとする証拠を見せてくださいというのを何回も言っているのですけれども、これ1期工事だと皆さん言い張る以上は、1期工事だと、だから1期工事です、このときのものですという証拠はありますか。ちゃんと納入伝票とか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 1期工事というか、小野上処分場の工事のときということありますけれども、過去にも答弁させていただいているところでありますが、議員のおっしゃっています進入路に埋設されたスラグは、旧小野上処分場というふうに申し上げますが、こちらが稼働中だった頃に、平成5年3月から平成24年の2月までの間に搬入用の道路のぬかるみ対策として使用していたというものであります。スラグを購入した時期が、また裁判記録になりますが、こちらから把握しております、それにおきますと群馬丸太から平成17年11月28日に58.17トン、平成18年7月12日に67.70トン、平成21年5月15日に52.66トンの鉄鋼スラグの納入を受けております。また、佐藤建設工業からは平成23年12月16日に70トンの混合砕石の納入を受けたということでございます。最後の納入を受けました2か月後となる平成24年の2月に旧小野上処分場は埋立てを終了しております、エコ小野上処分場が完成する平成26年12月までの間につきま

しては、約2年半になるでしょうか、民間処分場を利用しておりました。また、エコ小野上処分場の建設工事は、平成24年11月に契約を締結して工事を開始しております。旧小野上処分場の埋立期間とは重ならないということでございます。こうしたことから、エコ小野上処分場の建設期間と旧小野上処分場の埋立期間は同時期ではないということからも、搬入路の鉄鋼スラグは旧小野上処分場の埋立期間に搬入路の保全のために使用したものであり、エコ小野上処分場の建設時に使用したものではないということを示していると思っております。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） だと思いますって言いましたね。だと思っただけなのですよ。思っているだけなのですよ。そうではないかなと。首振ったってしようがない。今あなた言ったのだよ。だと思いますって。だと思いますってあなた言ったのだよ。今あなた言ったのだから。それで、聞きます。角田議員が、先ほど言った広域組合に、これは令和4年4月6日における、質問状における角田議員の回答で、碎石の40-0はどこに使ったのですかというふうに言ったら、今はOHK Iの山砂を使ったと答えたのだけれども、先ほど確認しましたよね。これ間違いございませんねと言って、間違いないと言いましたね。40-0を使ったってなっているではない。どうするの、これ。この写真。40-0が4月12日に使用したことを示す写真といって、これ広域組合が示した写真ですよ。同じ写真なのですけれども、先ほどこの写真を皆さんに配りましたね。裁判の中では、これは平成27年（行ウ）第15号損害賠償等請求住民訴訟請求事件を通じて得られたサンドマット工事の全景写真というの。これは山砂だと、10-0ですよ。だというふうに証拠として皆さん出したのですよ。同じ写真ですよ。背景も同じ。エコプラントが後ろに建っていて、全く同じで、片方は40-0を使いました、片方は山砂を使いましたと。裁判でうそを言っているではないですか。これどういうふうに説明するのですか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） まず最初に、先ほどの答弁で私が「思います」と申し上げましたが、「思います」ではなく、「示しています」という言い切りをさせていただきます。

改めまして、先ほどの写真が同じではないかということで、こちらについての説明になりますが、角田議員の質問状に対する回答書に添付した写真については、切り込み碎石が工事車両用の仮設道路として、ぬかるみ対策として使用されていたことを説明するものであります。これは任意仮設であったため、記録写真が少なく、工事全体の写真の中から仮設道路の状況が分かる写真として8枚選んでおります。議員がお示しした写真は、そのうちの一枚になっております。ですので、全体を見ていただいて、そこは碎石だというところで考えていただきたいと思います。また、このご質問の一枚については、裁判で使用したサンドマット工を遠目に撮影した写真と同じものであるのは事実でございますが、これについては敷地の全景が撮影されていて、遠くにサンドマット工事の設置の状況、手前には仮設道路が写っていたため、切り込み碎石の施工箇所として裁判に提出したものでございます。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） そんなことはあり得ないでしょう。同じ写真だったら、その説明は同じになるのですよ。そんなことはあり得ないです。下だって山砂と言っているのでしょう。上は40-0とかで切り込

み碎石でやっているのですよ。これって明らかに矛盾ではないですか。首振ったって駄目ですよ。矛盾なもの、だって。そんな言い訳通じないでしょう。どう見ても通じないですよ。

それから、もうこのことも同じことの繰り返しになるので、もう一点聞きますけれども、佐藤建設工業から983台のCの40—0を入れたというふうになっております。これも同じく、角田議員がこの工事でエコ小野上処分場でスラグが入っているのではないかということで県に質問状を出しました。そしたら、県はなかなかこれ渋って出さなかつたのです。そして、だものだから、出さないという決定をしたものですから不服申立てをして、そしたら群馬県がそれはそれなりの手続を取って、会議を開いて、出さなくともいいではなくて、出すべきものだというので出てきたのが983台、エコ小野上処分場にスラグ碎石、これは報告者が大同特殊鋼株式会社です。大同特殊鋼株式会社が群馬県に届出をしてきたのです。あの頃は、大同特殊鋼株式会社のスラグが、これは産業廃棄物だというふうに認定されたときです。それで、大同特殊鋼株式会社が群馬県に983台エコ小野上ごみ処分場に佐藤建設を介して入れましたという証明です。これ983台。だけれども、広域組合は入っていないと言うのです。入っていないということは、これがうそだということなのです。そうでしょう。入っていないのだから。983台って、これうそでしょう。皆さん言るのは。そこで、また星名管理者に聞きます。星名管理者、群馬県というのはそんなでたらめなところなのですか。群馬県が出した資料というのは、みんなうそなのですか。これには、983台エコ小野上処分場に持っていたという証明が出ているのですよ、群馬県から。エコ小野上処分場に持つていって、だけれどもエコ小野上処分場ではそんなのは入っていないと言っているのですよ。ということは、ダンプカー983台どこかへ行ってしまったのですよ。ただのだったら何でもないですよ。でも、これはスラグ碎石というふうに群馬県が認定したものが983台消えているのですよ。管理者は、このことをどのように思いますか。

議長（安力川信之議員） 管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） お答えいたします。

今の立場は、管理者という立場です。県のことに関しましては、県のほうの立場でおっしゃっていると思います。私は、管理者として、今の状況では今事務局が言っているような形で言っているというふうに思っております。以上です。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 管理者、本気で言っていますか。これ大同特殊鋼株式会社が群馬県に届出したのですよ。983台。エコ小野上処分場に入れましたと。広域の立場になったって、どの立場になったっていいですよ。でも、常識としてこれおかしいと思いませんか。どっちの立場に立ってもいいですよ。でも、スラグ碎石が983台の中で、どこかに行ってしまったのですって。あらま、そうです、済ませていい問題ですか。相手は983台、群馬県は983台、エコ小野上処分場に運びましたという証明を出しているのですよ。これについて、広域の言っているとおりだと言うのは勝手ですけれども、いわゆる毒の入っているスラグが983台、片方は群馬県は、いや、そこへ持つていったと言っているけれども、今の状態ですとこの983台消えているのですよ。不思議に思いませんか。何とかこれを解明したいと思いませんか。いかがでしょうか。

議長（安力川信之議員） 管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） 小池議員にお答えをいたします。

繰り返しになりますけれども、今私の立場としては管理者でありますので、しっかりと事務局から説明をしたとおりということです。よろしくお願ひいたします。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） もう全然しっかり説明していないでしょう。983台消えてしまったけれども、どう思いますかと。群馬県は、エコ小野上処分場に入れましたよと言っているのですよ。そんなことは知らないですか。もしもそれが事実なら大変なことだという考えにはなりませんか。再度尋ねます。本気でそういう考えでいいですか。県は、983台エコ小野上処分場に入れましたという証明を出しているのですよ。群馬県ってそんなでたらめなところなのかね。だけれども、ここには入っていないと言っているのですよ。普通だったら、ちょっとまずいと、ちょっと調査してみるぐらいのことは言えないですか。いかがですか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 過去にも事務局のほうでは何度か申し上げているかと思いますが、議員が群馬県に対して情報公開請求をして受け取った資料につきましては、佐藤建設工業のほうの日報を基にしたのではないかと思っております。組合では。

（「違う違う。日報じゃない」と呼ぶ者あり）

日報を基に提出をされた中身、内容の台数だと考えております。組合については、この日報の提出も求めておりませんので、群馬県が開示した資料についてはコメントする立場にはございません。

議長（安力川信之議員） 管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） 小池議員にお答えをいたしたいと思います。

今の私の立場といたしましては、管理者という立場でありますので、今事務局が言った話のとおりでありますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 今事務局はそういうことを言ったけれども、これ報告書は大同特殊鋼株式会社ですよ。大同特殊鋼株式会社が群馬県に出しているのです。佐藤が出しているのではないですよ。大同特殊鋼株式会社が群馬県に報告しているのですよ。間違ったとかいうのではないですよ。大同特殊鋼株式会社が出しているのですよ。佐藤ではないのだ。大同特殊鋼株式会社だよ。ここに書いています。報告者は大同特殊鋼株式会社ってある。認識が違うのですよ。それでも、まだ同じこと言い張りますか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 先ほどの話でございますが、これについては裁判のほうで佐藤建設工業の当時社長でしょうか、佐藤本位田さんの方で説明しているものがございました。その中では、大同特殊鋼株式会

社に対して碎石しか使わないということで、佐藤建設工業のほうでは切り込み碎石、バージンを使うということをしておりましたが、もともとがスラグ碎石を使うというようなことがもともとその話の前段にあったので、それを大同特殊鋼株式会社のほうから言わせて日報を書き換えるという作業をしたと佐藤建設工業のほうが証言をしておりました。これは、裁判の記録でしっかりと残っております。ですので、もともとCで納入したものについて、RCで納入したということで日報を書き換えたと証言があることから、これを佐藤建設工業の日報を基に大同特殊鋼株式会社のほうで県に上げたものという認識でございます。

議長（安川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） それは認識の誤りです。佐藤ではないです、これ。大同特殊鋼株式会社が群馬県に出したのですよ。大同特殊鋼株式会社が群馬県に出したのです。大同特殊鋼株式会社が出たのですよ。佐藤ではないですよ。だって、当然のことながら廃棄物リサイクルは毒が含まれていたものがどこかへ行ってしまっていいということはないのですよ。だものだから、どこへやったのだと。そしたら、佐藤建設工業を通じてエコ小野上処理場に入れましたと、そういう報告も大同特殊鋼株式会社でも言っているのですよ。だから、これがあるのです。そんなでたらめなこと言っては駄目だよ。口から出任せを。あなたは、口から出任せを言う癖がたくさんある。

もう一点。最後になりますけれども、私は令和6年10月の議会での一般質問、2期工事の場所でスラグが使われていそうな場所について、2期工事で私が金を出したっていいから、調査に置いてくれというふうに言ったら、あなたは仮に調査を行うことが起こりますと大同特殊鋼株式会社と個別契約を結んだ後で調査を行う必要がありますというふうに回答しております。何で大同特殊鋼株式会社に相談するのですか。これも星名管理者に聞きますよ。あそこにはスラグが入っている。これは、広域組合も認めている場所があるのですよ。そのほかにもまだ入っているところがある。この3か所はまだ撤去していないのですけれども、まだそのままになっていますけれども、少なくともまだほかにも入っている可能性があると。だって、群馬県で入れたって言っているのですから。だから、では入っているか、入っていないか、そこを調査しましょうと。そしたら、嫌だと言ったよね。では、私が金を出してもいいから調査しましょうと言ったら、大同特殊鋼株式会社に相談するというのですよ。大同特殊鋼株式会社に相談するということは、そこにスラグが入っているということでしょう。そうでなければ、協定も何もないですから、広域組合の持ち物ですから、大同特殊鋼株式会社に相談する必要なんて全くないでしょう。何で大同特殊鋼株式会社に相談するのですか。これ管理者、どういうふうに思いますか。私がお金出すから調査をさせてくれ、それに何と答えますか。

議長（安川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 私の発言についてのご質問でありましたので、私のほうからまず答弁させていただきます。

令和6年10月定例会では、個別契約を結ぶというような言葉を使ってしまいました。これについては、令和7年2月定例会でも訂正をさせていただきましたが、誤りでありましたので、改めて訂正をさせていただきます。こちらについては、大変申し訳ございません。

スラグの使用されていないエコ小野上処分場の調査をすることについて、当然大同特殊鋼株式会社は関

わる必要がないということになりますので、組合が判断をしていくものと考えております。また、エコ小野上処分場は既に2度の調査を行った経過もあります。このいずれの結果においても、スラグの使用が認められないということです。また、裁判においてもこの碎石を使用したものと事実を認めるることはできないと判断していただいております。こうしたことで、過去の調査結果や裁判結果を踏まえまして、鉄鋼スラグがないことを示しておりますので、改めて調査を実施する必要がないと考えております。

議長（安力川信之議員） 管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） お答えいたします。

先ほど事務局長のほうから話がありました。ご質問のときに、経過をちょっと私も掌握はしていなかつたのですけれども、今の話の中で分かりました。事務局長の言うとおりということでお願いいたします。以上です。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 私は、このことにどれだけの時間を費やしましたか。あなたは、うそばかり言っていて、だから大同特殊鋼株式会社と相談するのなら、私は軌道修正したのだと思うのです。今まで大同特殊鋼株式会社と相談しなければ調査できないと言っていた。ということは、スラグが入っているからこそ大同特殊鋼株式会社に相談するのでしょうか。スラグがなければ、大同特殊鋼株式会社に相談する必要は全くないですから。最初からって、これ今日4回目なのですよ。ここに会議録持っているのですけれども。ずっとそういうことですよ、3回。会議録があります。そういう回答をしているのですよ。これ令和2年度から。令和、まあ、いいや。今までの議会、4回分のを持ってきていますけれども、一番古いのが令和5年の2月ですか。そのときからありますけれども、あなたはずっと大同特殊鋼株式会社に聞かなければ分からぬ、大同特殊鋼株式会社の許可を得なければならぬ。大同特殊鋼株式会社の許可を得るということは、そこにスラグが入っているから、入っていれば大同特殊鋼株式会社との協議の対象になるのですよ。入っていないところは、全く大同特殊鋼株式会社との協議の対象にならない。にもかかわらず、大同特殊鋼株式会社と協議をすると、しなければできないと言ったのですよ。今それ取り消されても、私は困ります。今まで何だったのですか。ただ私たちをもてあそんだだけなのですよ。前もそうですよ。1期工事やって、スラグはないと言っていたのですよ。私何回も聞きました。一切入っていませんと。1期工事には入っていないと。そしたら、そのときの望月議員が、入っているではないか、本当のことと言え、入っているだろうってどなったら、いきなり事務方のほうで入っていますと答えていたのですよ。人見て答えるのです。そんなことはあってはならない。今のことだってそうなのですよ。ですから、疑いをかけられたら、その疑いを晴らすというのは皆さんのはうの立場ではないですか。疑いがあったら、その疑いを晴らす。疑いがなかったら堂々としていればいいではないですか。だから、私はそういう疑いがあるから、管理者にそこを私が金出すから調査をさせてくださいって言っているのです。管理者はこれに応じてくれますか。よく副管理者と相談して、答えを下さい。いかがですか。

議長（安力川信之議員） 管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） 私冒頭申し上げましたけれども、この議会の中ではうそ偽り等はないということでや

させていただいております。これからも、一応隠し事とか、そういうことはせずに、しっかりと開示していくということで冒頭お話をさせていただきました。そのようにこれからもしっかりとやっていきたいと、このように思っております。

議長（安力川信之議員） ただいま質問時間60分が経過をいたしました。

以上で15番、小池春雄議員の一般質問を終了いたします。

通告の順序により、1 広域消防。2 しらゆり聖苑。3 八木原駅開発。4 エコ小野上処分場。

1番、埴田裕之議員。

(1番 埴田裕之議員登壇)

1番（埴田裕之議員） 1番、埴田裕之、通告にのっとり一般質問を行います。

通告の一般質問を行う前に、今回、私一般質問の順番非常にこだわっておりまして、角田議員よりも後になるように、4時59分だか3時59分だか覚えていないのですけれども、締切り1分前に私はあえて一般質問の通告書を出しました。その時点だと角田議員は出ていなかったのですけれども、今、今日初めて順番を見てみたら、私が3番目で、角田議員が4番目になったのです。私は、4番目になるために順番をあえて調整して出したにもかかわらず、私の順番が4番、一番最後のはずが一番最後ではなく、3番目になっている理由をお伺いいたします。

1項目め、広域消防についてお伺いします。現在子持地区にあります北分署が老朽化しております。署員が現在困っていることはないのか、あるのか。ある場合には、どのようなことにお困りなのかお伺いいたします。

2項目め、しらゆり聖苑についてお伺いします。広域以外からの葬儀利用と靈安室の利用はどのような状況なのかお示しください。

3点目、八木原駅開発について確認いたします。まず、広域事業全体の事業のうち、各市町村の負担割合を割合でお答えください。

それと、4点目、エコ小野上処分場についてお伺いします。先ほど来、15番議員のほうから一般質問が行われましたけれども、非常に難しい内容なので、改めて確認したいのですが、OHKIから山砂が入っている、切り込み碎石も入っているという認識で間違いないか。この切り込み碎石は佐藤建設工業。それぞれへのお金の支払いはどうなっているのかお伺いいたします。

2問目以降は自席から行います。

議長（安力川信之議員） 島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長（島田志野） 最初に、受付の関係ということで、順番のことでご質問をいただきました。これにつきましては、私どものほうで10時を締切りに、たしか10時締切りになっているので、埴田議員9時59分にお届けいただいたものになりますが、59分の間、1分間の間に角田議員からもお届けがあったということで、その順番が角田議員のほうが後だったということでございます。

それから、しらゆり聖苑のほうよろしいでしょうか。しらゆり聖苑の広域圏外の住民の施設の利用状況についてということでございます。広域圏外の住民の施設の利用状況になりますが、令和6年度の利用実績を基にお答えをさせていただきます。人体の火葬による火葬炉の利用件数は、圏外の方が58件で、全体

ですと3.4%、動物火葬による火葬炉の利用件数は145件で、全体の17.5%、葬儀による式場の利用件数は4件で、全体の0.5%、待合室の利用件数は34件で、全体の2.3%、靈安室の利用件数は10件で、全体の3.5%を占めております。ただ、靈安室について申しますと、24時間を超えるごとに1件とカウントしておるそうです。前の日からお預かりすると、翌日と含めて2件のカウントになるということで、こちらをご遺体の受入れ数でお答えすると4体、全体の2.9%ということでございます。

次に、八木原駅の関係でございますが、広域全体の事業における市町村の負担割合になります。市町村の負担金の分賦割合につきましては、毎年議会の議決をいただき定めておりますが、この割合が経費の区分ごとで異なっております。均等割と人口割、各施設の実績や消防費の基準財政需要額を用いて算出しておりますが、全体の大きなところでよろしいでしょうか。そういたしますと、令和7年度当初予算における広域組合全体の負担割合は、渋川市が約66%、吉岡町が約20%、榛東村が約14%であります。

また、エコ小野上処分場の基礎工事の関係でございます。このときの山砂と碎石の関係でございますが、エコ小野上処分場の建設ではサンドマット工ということで、工事に使用する重機ですとか建設資材、これを運ぶ際に荷重に耐えられるような形を取らないと地面が大変滑りやすかったものですから、その仮設工という形で山砂を使っております。また、碎石につきましては補強土壁の工事ですとか、それから被覆設備の工事に使用しておりますと、その他、場内のぬかるみ防止には使っておるということでございます。

（「お金の流れ」と呼ぶ者あり）

支払い。

（「はい」と呼ぶ者あり）

すみません。支払いについては、少しお待ちください。後ほど答弁いたします。

議長（安力川信之議員） 山田消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 消防署北分署の庁舎で職員が困っていることはないかということでご質問をいただきました。消防署北分署は、消防に関する事務を共同処理するため、昭和47年4月に渋川地区広域市町村圏振興整備組合消防本部消防署が設立され、当時の8か町村のうち、主に子持村、小野上村を担当する分署として昭和51年2月に開所いたしました。当初は、水槽付消防ポンプ自動車1台と連絡車1台が配置され、分署長以下13名ございました。その後昭和61年に救急車が新たに配置されたほか、週休2日制による職員の増により、現在の勤務人員は分署長以下19名となっております。現在の庁舎の状況でございますが、水槽付ポンプ自動車、救急自動車の大型化により、連絡車が車庫内に置けない状況となつたほか、勤務人員の増により、執務室を兼ねる待機室、仮眠室、洗面所等の共有スペースが手狭になっている状況でございます。交代制勤務職員の正規の勤務時間は、1当務、朝8時20分から翌朝8時30分までのうち15時間30分で、拘束時間のうち6時間40分の仮眠時間が設けられているところですが、特に仮眠室は一間に雑魚寝で仮眠を取る状況であり、新型コロナをはじめとするウイルス感染症等の蔓延リスクを含んでいるところでございます。救急業務の高度化により、感染対策のため各種救急資器材の消毒等を行う必要がございますが、専用スペースがないため屋外での洗浄等を実施しているほか、ホース乾燥塔についても鉄骨部分の腐食により危険な状況となっております。また、建物の老朽化により雨漏りや外壁、軒下のコンクリートの剥がれ、湿気によるカビ等が散見され、環境改善を要する状況となっております。建設から49年が経過し、

24時間365日使用してきた庁舎であり、老朽化に伴い、建物、設備ともに不具合が生じておりますけれども、その都度、最低限ではありますが、修繕等を行い、消防庁舎としての機能維持に努め、消防業務に支障がないよう現在努めているところでございます。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 先ほど答弁できなかった部分をご答弁申し上げます。

山砂、それから碎石についてでございますが、山砂につきましては、これだけを納品してくれということで指示をしておるのでありますけれども、現状では支払い伝票等が既に保存期限を過ぎております。また、碎石につきましては、こちらで今現在確認することができない状況になってしまっております。また、碎石につきましては、こちらは任意で業者のほうで入れていただいているということがございますので、全体の中で支払いをしているということであろうかと思いますが、申し訳ありません、これについても細かくその碎石について支払いをどのようにしたというのが、今現状では伝票等では追うことができなくなっています。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） まず、順番からなのですけれども、私は9時59分に出しましたので、角田議員の一般質問の受付は10時以降だったという認識でよろしいですか。私は、10時半ぐらいまで事務局にいましたので、私のほうが後になるはずだったので、10時以降の一般質問も広域の事務局は受けるという認識でよろしいですか、今後も。そこを1点確認しておきます。

北分署についてご答弁いただきました。かなり状況的には困っているということで、私も個人的にいろいろ情報収集したところ、仮眠室が大部屋で、個室が整備されていない。先ほど伝染病とか、いろんなコロナウイルスだとか、そういう対応もできていない。あと、ほかの分署に比べてエアコンの効きが悪いだとか、非常に就労環境が悪いという話を聞いております。また、洗濯機、ほかの分署は署内にあるのですけれども、建物内にあっても、北分署に関しては外にあると。非常にそこに配属された職員が苛酷な状況にいるというふうに想定できるのですけれども、今後老朽化した北分署の建て替えの予定があるのか、ないのかお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 消防署北分署の建て替えについてでございますが、令和2年2月14日に開催していました議員全員協議会において、消防庁舎建設等事業計画についてご報告させていただいたところですが、計画では令和4年度に用地を取得し、令和9年度供用開始の計画でございました。しかしながら、組合所有地である渋川警察署の跡地、こちらの有効利用及び働き方改革等による人員、消防体制等を検討する必要が生じたことから、消防署北分署と消防本部消防署を統合して建て替えるのか、それぞれ別に建て替えるのか、消防業務への影響、財政面を含めた将来像を考慮し、消防本部内や各市町村の関係課長等を委員として含む消防署所適正配置及び消防庁舎等検討委員会を設け、検討、協議を重ねているところでございます。いずれにいたしましても、現在地での建て替えは敷地面積から不可能であり、建設用地を求め、移転する計画になると思われます。以上でございます。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長（島田志野） 先ほどの受付の件でございます。引き続きのご質問でございます。組合では、質問を受け付けるのは、一旦各市町村の議会事務局で受付をしてもらったものを組合の事務局のほうに上げてもらっていることで進めております。その中で、渋川市の議会事務局のほうの受付の時間がお二人とも59分という形での受付がなされていたものが事務局のほうに上がってまいりましたので、それにつきまして順番として角田議員のほうが後になってしまったということでございます。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 同じ59分だったということなのですけれども、同じ59分でその先の順番はどういうふうに決まったのか、もう一度お答え願います。それで、今日はちょうど書記長がいるのですけれども、書記長に確認することは可能なのでしょうか、議長。

（「承知していないので、無理です」と呼ぶ者あり）

了解です。そこを、ではもう一回事務局のほうお願ひいたします。

それと、消防署もかなり状況が厳しいことが分かっていて、令和4年に土地をやって、令和9年には始まるようなご説明ありましたけれども、結果的に今現在進んでいない状況だと思うのです。基本的に東西南北、渋川は広くございますから、北の拠点を本署と一緒にする、それは今後の計画の中であると思うのですけれども、基本的に今本署はまちの中心部を担当していると私は思っているのです。北の拠点はやはり重要なものであって、そこは早期の整備、職員の環境整備が必要だと思うのですけれども、今現在検討委員会での最新の情報、いつ開かれて、どのような内容が協議されたのかお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長（島田志野） また再び受付の関係のご質問でございました。これにつきましては、渋川市の議会事務局のほうから渡された順番で受付をさせていただいております。

議長（安力川信之議員） 消防長。

(消防長山田知巳登壇)

消防長（山田知巳） 北分署に係る検討の経緯でございますけれども、直近でございますと今年度、令和7年7月16日に令和7年度第1回渋川地区広域消防本部消防署所適正配置及び消防庁舎等検討委員会を開催しております。この中で、消防の意見のほうを開示したところですけれども、財政面とかで様々な意見をいただきまして、そのうちの案を2案に絞って再度提示してほしいということでご意見を伺っております。案といたしましては、消防署本部本署と北分署を統合する案、それからそれぞれ設置する案ということで、財政面でどの規模、どの程度の敷地を要するか、建物はどの規模にするか、それからそれぞれどれくらいの経費が必要かということをお話しさせていただいたのですけれども、現時点ではまとまっていない状況となっております。以上です。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 局長に聞きますけれども、事務局から送られてきたものを受け取った順番とありますけれども、どういう順番で受け取ったのですか。どういう内容で受け取ったのかお伺いいたします。それによっては、渋川事務局、逆に言えば、私がさっき質問したのは、10時以降でも事務局が受け付ければ

問題ないという解釈でよろしいですね。そこをもう一度確認します。

それで、今検討委員会のご答弁いただきましたけれども、これ年に何回ぐらい開かれているのか、次はいつ開くのか、回答はいつ決定するのかお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 受付の時間の関係でございます。10時までに受付をするのは、各市町村の議会事務局に対しての提出を10時までにお願いしております。ですので、私ども組合の事務局のほうには10時を過ぎてから届くというケースも当然ございます。それにつきましては、各市町村のほうで受付をしていただいたものが参りますので、10時を過ぎることはございます。それについては、私どものほうは各市町村の議会事務局で、59分でしょうか、そこまでに受付をしていただいているものであれば、受付は当然いたします。

議長（安力川信之議員） 消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 消防庁舎検討委員会の状況でございますけれども、今年度につきましては、先ほど申し上げたとおり、第1回を開催したところでございます。第2回につきましては、こちらのほうのデータの整理ができましたら早急に実施したいと考えております。これまでの経緯でございますけれども、年に1回程度の開催になっておりまして、内部での所属長における検討につきましては、所属長会議等で年に5回とか6回ぐらいのペースでは行っているところでございます。以上でございます。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 局長の見解とすると、事務局が受け付けたら問題ないということですね。10時を過ぎても。その認識で今後は行いたいと思います。

消防のほうなのですけれども、全体では年1回ということで、部門長については、所属長に関しては5、6回やっているというご答弁をいただきましたけれども、これもう築49年ですから、職員の状況も考えますと、勤務状況によって平等ではない状況が出ておりまし、市民の安心、安全を守るための職員ですから、署員ですから、環境はやっぱり一日も早く改善できるように、少し早めにやっていただきたいと思います。

それと、各地域消防の中で、各分団の人数が少なくなっていますけれども、消防として各地域に対して、安心、安全のためにどのような対応や活動が必要と考えているのかお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 消防団員の人員不足についてご質問をいただきました。全国の消防団員につきましては、少子高齢化や若年層の減少、就業構造の変化、地域社会への帰属意識の希薄化等、社会環境の変化により減少が続いております。渋川広域圏内においても例外ではなく、渋川市消防団は条例定数662人に対し566人で、充足率85.5%、吉岡町消防団は条例定数128人に対し68人で、充足率53.1%、榛東村消防団は条例定数145人に対し123人で、充足率84.8%となっております。消防団につきましては、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら自らの意思に基づく参加、すなわちボ

ランティアとしての性格も併せて有しております。そして、大きな災害時には消火活動、救助活動、給水活動、危険箇所の警戒活動など、幅広い活動に従事していただく重要な存在であります。特に地域密着性や大きな要員動員力を有する消防団の役割は、常備消防とは異なるものと考えております。常備消防といったしましては、職員の質の向上、それから装備、資機材の充実に努めるとともに、災害対応力の両輪となる消防団との連携を密にして災害対応力の向上を図ってまいりますけれども、地域の実情に応じた適正な消防団員の確保は不可欠と考えているところでございます。以上です。

議長（安川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 消防団の減少、ボランティアの活躍というお話をなすけれども、私の地元にもあるのですけれども、広域圏内の消火栓と消火ボックス、消火ボックスの中にあるホース等を使って、消火栓から給水しての初期消火について、すごく効率、メリットが高いと思うのですけれども、広域圏内に消火栓と消火ボックスが幾つあるのか、またこちらの消火ボックスの整備が重要と私は考えるのですけれども、広域消防としてのご意見をお伺いいたします。

議長（安川信之議員） 消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 消火栓ボックスについてご質問をいただきました。消火栓ボックスは、広域全体で866基設置されております。内訳でございますが、渋川市が404基、吉岡町が373基、榛東村が89基でございます。渋川市内の地区別設置数でございますけれども、伊香保地区が5基、小野上地区が37基、赤城地区が159基、北橋地区が203基、旧渋川地区、子持地区には設置はございません。

消火栓の使用についてどのように考へておられるかということでございますけれども、建物内で発生した火災の場合、初期消火の限界は炎が天井に届くまでと言われております。一般に初期消火には消火器が使用されますが、火災が拡大した場合や屋外での枯れ草等の火災に対し、地域に設置されている消火栓ボックスを使用しての消火は継続的な放水が可能なことから、延焼防止や鎮火に至らせることができる非常に有効な消火手段と考えております。渋川広域圏内においても、近隣住民が消火栓ボックスを使用し、隣家への延焼を防いだ奏功例もございました。常備消防においても、消防車両が入れない狭隘な場所に設置されている消火栓から直接ホースを延ばし、消火活動を行う消火戦術もあるところでございます。また、消防車の現場到着に時間がかかる地域では、住民等が消火栓ボックスの資機材を使用して消火活動を行うことは非常に有効であると考えております。しかしながら、安全に消火栓ボックスを使用し消火活動を行うには、操作手順等の訓練が必要であるほか、新聞報道にもありますように、消火栓ボックス内の管槍等、金属類の窃盗など、維持管理、設置に係る費用の確保など、課題もあることは事実と捉えております。以上でございます。

議長（安川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） ぜひ管理者におきましては、地元の市民の皆さんのが、町民、村民の皆さんのが安全にできるように、こちらの増設のほうを検討していただきたいと思います。

2点目のしらゆり聖苑についてお伺いいたします。こちらは、県外、市外の利用者が時々いるよというような実態なのですけれども、靈安室に限って今現在の受入れ状況についてお伺いいたします。

議長（安川信之議員） 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長（島田志野） 靈安室でございますが、靈安室には2基のご遺体保管冷蔵庫が設置されております。

1度の受入れ台数については、2体のご遺体までということでございます。また、靈安室の稼働の状況でございますでしょうか。こちらについては、稼働状況は令和6年度の事業実績を基にお答えをさせていただきます。広域圏内住民による利用件数は273件、広域圏外の住民による利用件数は10件、合計で283件がありました。ご遺体の受入れ数をお答えをいたしますと、広域圏内の住民のご遺体の受入れ数は134体、広域圏外の住民のご遺体の受入れ数は4体、合計で138体ございました。なお、気温の高い夏の時期ですとか、またお亡くなりになる方が多い、特に冬の時期、こうした時期には靈安室の予約が埋まってしまうということもあります、その他の時期については利用がない日というのもかなり多くございました。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 今283件というふうにお答えいただきましたけれども、2基あってキャパとすれば365日、720件まで受け入れられるよという状況の中で283件、まだまだキャパはあるなというところではございますが、例えば夏だとか、今おっしゃられたように繁忙期に関しては、使いたくても使えない人がいると思うのですけれども、そういう遺族への対応はどうされるのでしょうか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長（島田志野） 靈安室の予約が取れないということも、当然時期が重なりますとそういったこともあるということでございます。現在靈安室の予約につきましては、葬祭業者が直接しらゆり聖苑に電話で予約をしていただいています。その対応は、指定管理者が行うものになっております。予約が重なった場合はどういう形で対応しているのか確認をしましたところ、利用をお断りさせていただくこともありますが、その際は丁寧に対応するということでされているようですので、私どものほうとしても丁寧な対応を心がけるよう指示をしておるところでございます。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 今葬儀会社が電話での申込みと言いましたけれども、これインターネットの申込みに限ってやっているのではないですか。確認いたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長（島田志野） 議員の聞き取りでこういった質問があることが分かりましたので、指定管理者に確認をいたしました。その上で、電話連絡のみで受付をしているということで確認を取っております。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 今電話で使えなかった場合にはお断りしているというお話がありましたけれども、私の地域で民間の靈安室の設置業者が実際に業務として始めている、業務として事業を行っている会社が現れてきている。こちらに関しては、私の地元を例に挙げますと、住宅街のアパートを改築して、靈安所として事業展開を行おうとされました。ですが、地元の住民が大きな問題化して、本当に一触即発の状況になったのですけれども、幸い自治会長が音頭を取って、地元の話し合いで事業者のほうが事業展開を断念しましたので、トラブルは発生しなかったのですが、今後独居の方が増えたりだとかしてきますので、こ

ういった霊安室を利用する、広域の霊安室を使用するという機会が増えてくると思います。そこで、現在のしらゆり聖苑の霊安室を増築することが可能なのか、または不可能な場合、今後別途霊安所の建設が必要だと考えますけれども、そちらの考えをお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 議員がおっしゃいますように、これからまた霊安室を必要とする方、確かに増えてくるかなと思います。その中で、霊安室自体を広げるというのは、なかなか工事費等もかかりますので、難しい面はございますが、先ほど申し上げた冷蔵庫、この冷蔵庫を増やすことは可能だということあります。今2基ありますけれども、それを増やすというのは、今の空間の中でも可能のことだということありましたので、そのように考えております。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 今局長から増やすことは可能だという答弁をいただいたのですけれども、これにつきまして管理者としてのご意見をお伺いしたいのですけれども、よろしくお願ひいたします。

議長（安力川信之議員） 星名管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） 塩田議員にお答えをしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が流行し始めた令和2年度以降、小規模な葬儀を望まれる方が増えたということで、霊安室の利用者が増えているというのも事実であります。そのことを踏まえて、霊安室の受け入れ対応数を増やす方向で検討していくふうに考えております。以上です。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 前向きなご答弁、ありがとうございました。それでは、時間が短くなってしまったので、3項目めに行きたいと思います。

先ほど事業の負担割合をお伺いしましたら、渋川市が66%、吉岡町が20%、榛東村14%というお答えがありました。ここで、愚問になってしまふかも知れませんけれども、八木原駅の利用率は渋川市民が55%です。吉岡町民が約30%です。榛東村民が約15%となっております。本来広域事業とは関連しないものですが、公共施設の代表的な交通機関について広域で対応可能とするよう規約を変更する、そのようなお考えはあるのか、ないのかお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 八木原駅の周辺整備については、現在もう渋川市のほうで動いている事業になっておると認識しております。そうした中で、広域組合の立場としては、八木原駅の周辺整備を共同処理する事務ということで、組合規約のほうに定めるというのはちょっと難しいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 今答弁いただきました。現在は、前渋川市長の考え方で先に進んでいる案件ですけれども、一旦立ち止まって考えてはいかがなものかなというふうには考えております。先日の吉岡町の最終

処分場建設事業についても、よりよい方向で再検討ということで沼田市の民間事業者を使うと、一致団結して方向性を変えたわけですけれども、そこでお答えできる範囲でよろしいのですけれども、副管理者の2名の方にもし規約を変更して対応が可能となった場合、過去には吉岡町が例えば駐車場を協力する考えがあったというようなお話を伺っておるのですけれども、八木原駅開発事業へ吉岡町、榛東村として渋川市に協力していただけるような考え方があるのか、ないのかお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 柴崎副管理者。

（副管理者柴崎徳一郎登壇）

副管理者（柴崎徳一郎） 今埴田議員のほうから質問をいただきました。いきなりの質問でございますけれども、申し訳ありませんが、この件に関しまして発言する立場でございませんので、よろしくお願ひします。

議長（安力川信之議員） 南副管理者。

（副管理者南 千晴登壇）

副管理者（南 千晴） 塩田議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど吉岡町長、副管理者もお答えしたとおり、現時点では規約等に明記されていないものでありますので、私のほうからもお答えは差し控えさせていただければと思います。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 最後に、管理者のほうにお伺いしたいのですけれども、この規約、規定を変える相談をして、両町村に協力を願う考えがあるかないか、相談する考えがあるかないか程度でよろしいので、お伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） お答えをいたします。

広域組合の管理者の立場において、共同処理をする事務に定められていない事業については、副管理者に協力を願うすることはございません。現時点では、そういうことでございます。以上です。

（「規約は」と呼ぶ者あり）

ええ。現時点では、そういう考え方でございます。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） そうしましたら、4点目のエコ小野上処分場についてお伺いいたします。

先ほど山砂、サンドマットについて、お支払いしていないとおっしゃったのですか。支払ったかどうかは精査できないというふうにおっしゃっていましたけれども、支払いのときに精査は必要になると思うのですけれども、そういう精査をせずに広域はお支払いするのか、しないのか、簡潔にお伺いいたします。お答え願います。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 広域の支払いの関係でございますが、支払いのときにはしっかり精査をしております。ただ、今回のご質問の件につきましては大分前のことになりますて、こちらで追いかけたのですが、

詳しく内容を精査することが、私どもで今の段階で精査することができなかつたということのご答弁になりますので、ご了解ください。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） お伺いいたします。

これ山砂を使って、あと切り込み碎石ですか、を使うというふうにありますけれども、碎石を使ったのはなぜ分かったのですか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） すみません。議員にご確認をさせてください。

碎石を使ったことがなぜ分かったか、碎石をどこに使ったのかという意味。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） なぜ使ったのが分かったのですか。だって、サンドマットの資料は残っていないでしょう。碎石の資料は何で残っているのですか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） サンドマットにつきましては、こちらのほうで物を発注というのですか、したということで聞いております。

（「じゃ、碎石はあるのか」と呼ぶ者あり）

碎石につきましては、これにつきましては事業を請け負った側のほうで任意で使ったということでありましたので、こちらのほうでどれだけの量をというようなことでお願いをしたものではないというふうに認識しております。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） いや、ちょっと待ってください。任意で業者に使わせたっていったって、6,000立米ですよ。6,000立米もの碎石を業者に勝手に使わせて、そこに運び込むのですか、局長。さらに、サンドマット5,000立米が入っているのですよ。あそこのエコ小野上処分場の敷地内にそれだけの量を運び込んで、現状が変わらずにいられるでしょうか、お伺いいたします。時間かかり過ぎだよ。

（「止めていただいてよろしいですか」と呼ぶ者あり）

休憩

午後2時32分

議長（安力川信之議員） 休憩します。

再開

午後 2 時 34 分

議長（安力川信之議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

事業課長。

（事業課長西島 学登壇）

事業課長（西島 学） 碎石の数量と出荷証明につきましてお答えいたします。

こちらのほうが、過去の裁判記録をひっくり返すしかない。

（「裁判は要らないから、持っている資料でいいです」と呼ぶ者あり）

そのときに出荷証明なり納品書なりが、それを集計したものが手元にあります。そこでちょっと、それのみでしかちょっとお答えすることが現状できません。そのときに碎石納品数量というところで、佐藤建設工業6,808立米というところで、納品数量内訳が1月から10日、11日から20日、21日から31日という形で納品がされているというところであります。

（「何日間ですか。何日間納品したんですか」と呼ぶ者あり）

まず、1日から10日で、それ自体が9日間、11日から20日まで8日間、21日から31日で9日間というところで記録があります。山砂納品数量というところで、佐藤建設工業が701立米、OHK Iが5,383、榛名P Sが1,140、こちらのほうが納品書等で確認されているという記録が残っております。こちらを基に、角田議員のほうにその数量を示させていただいたという形になっております。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 今ご説明されたのは、先ほどから話題に出ていた改ざんした資料ですよね。改ざんした納品伝票、要は3名の佐藤建設の女性職員が書いた筆跡が3種類しかない納品伝票を基に今おっしゃっていますよね。だから、裁判結果、裁判結果というふうに組合側は盾に取っておりますが、実際ここにサンドマット、要は山砂と本当に碎石が入ったのかという疑問が残ります。何が問題かというと、こちらの工事に関して組合が全く管理していないということと、工事の進捗に関してのお金の払い方が不透明ということです。サンドマット工法というのは、一旦そこの工事をするときに砂をまいて作業したら、その砂をどこかして違う場所で作業を続けて、そういう作業の仕方をするわけですよ。そうすると、最後にはその砂が残るわけですよ。その砂どこに行ったかお伺いします。

議長（安力川信之議員） 事業課長。

（事業課長西島 学登壇）

事業課長（西島 学） まず、サンドマットが最終的にどちらに行ったかというところで、こちらもちょっと裁判記録の結果の報告になって申し訳ないのですが、まず当初サンドマット工の説明でもさせていただいたのですが、当事者間の争いのない事実、前提事実というところで、補強土壁工の補足というところで説明があります。それは、双方が認めていますよというところです、この裁判の判決では。その中で、ちょっと読み上げさせていただきます。地盤。

（「もういいです。時間がない」と呼ぶ者あり）

いいですか。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 補強土壁に使ったというお話なのですけれども、だってそこはスラグではなくて、碎石を使ったのでしょうか、搬入経路に関しては。私、何でこんなに碎石にこだわるかというと、平成25年というのは今工事を行っている古巻公民館にスラグがまかれた時期と同じなのですよ。古巻公民館が工事されるときに、今回撤去しなさいよということで撤去したのです。この費用が1億円かかっているわけですよ。これは、市が立て替えて、大同特殊鋼株式会社に繰り返しお願いしています。全然払ってもらえない。私は、一般質問7回連続しているのですけれども、全然状況は変わらないというような状況で、この碎石がスラグ混合碎石だったらば当然大同特殊鋼株式会社に撤去してもらわないといけないものだと思うから、こういうふうに聞いているのです。こちら品質規格証明書あるのでしょうかね。お伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 繰り返しになってしまいますが、事務局、組合としましては、エコ小野上処分場にはスラグは使われていないということありますので、その中で品質証明等についてもそこには関わりがないということで考えております。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） もう一点お伺いします。

先ほど15番議員のほうからお話ありましたけれども、実際現場の調査をしようと思ったら、先日退職してしまった広域の職員がその場で通せんぼをして調査をさせなかつたという事案があったそうです。まず、こちらについて事実をご存じですか、お伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 今ほどご質問いただいた件につきましては、話として聞いておりますので、承知をしております。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 先ほどから、入っていないと認識しているから調査する必要がないだとか、調査しようと思って入ろうとしたら通せんぼした事実を知っているだとか、一般的に考えたらおかしいのです。前管理者は、そこにスラグが入っていることを認めたから、撤去するという言葉を言ったわけではないですか。入っていないものは撤去できないと思いますけれども、なぜ前管理者は撤去すると約束したのですか。局長、お伺いします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 前管理者が撤去すると申し上げたのは、旧小野上処分場であると思いますが、よろしいでしょうか。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） いや、旧小野上処分場ではなくて、搬入路について使った部分に関して、70メートルだったっけかな、そこに関しては撤去するというふうに言ったと思うのですけれども、撤去するということは入っているのでしょうか。入っていないならば何を撤去するのですか、お伺いします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 搬入路に関しましては、かなり下のほうに埋まっている状態になっております。それは入っておりますが、エコ小野上処分場の際に入れたものではなく、旧小野上処分場を稼働しているときに入れたものでありますので、エコ小野上処分場には入っておりませんが、旧小野上処分場のときに入れたものは入っていることは当然分かっておりますので、そこについて撤去するということの発言だったということをございます。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） もう一度いいですか、簡単に。私はおばかでちょっと分からないですけれども、そこには、ではエコ小野上処分場には一切下のほうにも入っていないということですね。それをなぜ、繰り返しになってしまふのですけれども、入っていないのは言い分は分かりました。では、それをみんな自費で証明しましようということをやろうとしている部分に関して、入っていないからいいではないか、通せんぼまでしているのですよ。その案件に関して調査をさせてもらえないとなると余計に怪しいと思うのですけれども、そこは調査して、シロだよ、問題ないのだよという証明する必要があるのではないか。なぜなら、今渋川はP F A Sの問題で大変なのですよ。何が埋まっているか分からぬ。そこにスラグがあるかないかを調べて、ないのだよということを調べないと安心できないではないですか。市民を安心させないのでですか、お伺いします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 今のご質問でありますが、市民というか、広域圏民ですか。広域圏民全体を安心させる、させないということ、それはもちろん安心していただくのが一番に決まっております。ただ、こちらについては、裁判でももう入っていないということで認めていただいておるので、やはりそこにまた調査をする、検査をするとなりますと、このところに税金を投入しなければならなくなってしまいます。そうしたところも鑑みまして、既に入っていないということで認めていただいておるもの、これ高裁まで行っておりますが、そこでも認めてもらっておりまし、群馬県がまた改めて調査もしておりますが、そこでも入っていないということで、そのように言っているというのが公にもなっておりますので、そういうことを鑑みまして、我々のほうではこれ以上の調査は要らないだろうというふうに考えておるものでございます。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 裁判の結果は裁判の結果でいいのです。例えば裁判官が現場に来て、土を取ってサンプリングして検査をしたら出なかつた、それが証明ですよ。ただ状況証拠を集めてどうだ、どうだという判決が出たのがスラグ入っていないといったわけではないですか。でも、我々は新たな証拠として県から出てきた書類にスラグ混合碎石だ、それも古巻公民館に入れたものと同じ時期のものがあちら側はどこで撤去しなければならなかつた。では、何でエコ小野上処分場のほうは検査をしなくてシロだというふうに認めなければならないのでしょうか。これは、広域圏内の住民の安心、安全を守るために、問題ないのだよ、スラグは確かに入っていないのだよ、ちゃんとした場所だ、これを証明する義務が本来ならある

と思います。ですが、局長のほうから税金を使うことになる、正確に言うとスラグが出てしまったら税金を使う可能性があるということですね。そんなのは、大同特殊鋼株式会社に払わせればいいのですよ。搬出者責任ですよ。それを自費でやるという市民がいるのですから、広域圏民、広域市民がいるのですから、その人にやらせててもいいのではないのでしょうか。私は、広域圏内に住む住民の安心、安全のために、この問題はずうっと続けたいと思います。

以上で一般質問を終わりたいと思います。

議長（安川信之議員） 以上で1番、埴田裕之議員の一般質問を終了いたします。

休憩

午後2時48分

議長（安川信之議員） 休憩いたします。

再開

午後3時10分

議長（安川信之議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告の順序により、1 ゴミ処理の減量化。2 焼却施設の延命。3 ゴミの分別袋。

14番、角田喜和議員。

（14番角田喜和議員登壇）

14番（角田喜和議員） 角田喜和です。通告に基づき一般質問を行います。

まず、1点目はごみの減量化についてであります。全国的にごみの処理をどうするかというのは問題になっております。また、SDGsの項目の中でもこの減量化が叫ばれております。全国的にいろんな自治体でも取組されておりますが、榛東村、吉岡町、渋川市、この3市町村、渋川広域組合においてのごみの減量化対策、清掃センターで処理されているごみの量はどのようにになっているのか、まずお示しをいただきたいと思います。

続きまして、2点目が焼却施設の延命化について質問をいたします。五輪平の最終処分場、その清掃センターでの安定稼働を図るため、長期稼働に伴う性能の低下や老朽化対策として基幹的設備、また機械、機器の更新等を行い、施設の長寿命化を計画していますが、現在の清掃センターの状況と延命化についての見解等々をお示しいただければと思いますが、お願いをいたします。

3問目でありますが、ごみの分別収集の分別袋について質問をいたします。3市町村でごみ袋の取扱いは様々だと思いますが、広域管内の3自治体のごみ袋の契約方法と製造実績、また今後の考え方について1問目で質問をさせていただきます。

細部については、自席に着いて行います。よろしくお願ひいたします。

議長（安力川信之議員） 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） まず、1問目で清掃センターの関係でございます。ごみ処理のごみの量でしょうか、ご質問をいただきました。ごみの量の種類には、ごみの総排出量や家庭から出る排出量等様々ありますが、集団回収、資源ごみの取扱いが自治体ごとに現在異なっておりますので、単純に比較ができないため、環境省が公表しております一般廃棄物処理実態調査結果の焼却施設での直接焼却量、こういったものでお答えをさせていただきますので、お願いいいたします。令和5年度が直近になりますが、広域圏全体で3万6,623トンとなっており、内訳といたしましては、渋川市が2万6,204トン、吉岡町が6,754トン、榛東村が3,665トンでありました。1人1日当たりの平均焼却量で考えますと、広域全体では1人1日当たり905グラムですが、渋川市は977グラム、吉岡町818グラム、榛東村683グラムということでございます。

続きまして、清掃センターの現状と延命化についてでございます。清掃センターは、平成5年に供用開始され、32年が経過し、老朽化が進む施設でございます。環境省のインフラ長寿命化計画、行動計画になりますが、こちらによりますと、一般廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設の耐用年数は一般的に20年から30年程度とされておりますが、実際にはコンクリート系の建築物については50年程度の耐用年数を備えている。また、ごみ焼却施設に設置される受電設備や発電設備等、20年から30年程度経過してもなお高い健全性を保っている設備や機器等は、部分的な補修で長寿命化することは可能なものも多いと環境省のほうではしております。当組合の清掃センターの建物本体は新耐震基準であり、内外部に経年劣化が見られるものの、構造、躯体はおおむね健全な状態を保っており、適切な補修を行えば耐久性に影響なく、標準的な耐用年数である50年程度の使用は可能と考えております。主要設備、機器ごとの目標耐用年数は長いものであっても16年から20年程度となり、日々の診断により定期補修等を行うことで現在まで安定稼働に努めてきたところでありますが、さらなる延命化を見据えた場合は主要設備等の更新、改造をしなければならない時期になっております。このようなことから、令和6年度には長寿命化総合計画の作成を進め、令和8年度から令和11年度にかけて基幹的設備改良工事を実施することとしております。この工事を行うことにより、更新サイクルを延伸したいと考えております。本日この後、議員全員協議会におきまして、基幹的設備改良工事の詳細についてはご説明させていただく予定でありますので、よろしくお願いいいたします。

3問目のごみの分別袋について、各市町村の契約方法や製造実績ということでございます。ごみ袋に関する各市町村の契約方法となります。いずれも競争入札で業者を決定しているということを確認しております。製造実績につきましては、令和6年度の燃えるごみ、燃えないごみ、プラスチック専用袋等の合計数をお答えをさせていただきます。渋川市が合計で514万枚、吉岡町が149万760枚、榛東村が94万2,200枚と確認をいたしました。

議長（安力川信之議員） 14番。

14番（角田喜和議員） それぞれ答弁をいただきました。この中で、清掃センターで処理されるごみの量が広域全体では3万6,623トンですか、ということで、広域全体での平均で1人当たり1日900グラムぐらいということが分かりました。この中で、ごみの量を減らすにはどうしていったらいいかというところでありますが、この渋川の広域で県内で見てどの程度の位置にいるのかというの分かりますでしょうか。何

か比較できるものがあつたらばお願ひいたします。やはり渋川は進んでいるのだよ、広域組合は進んでいるのだよというのが分かればいいのですけれども、今の状況ですと伊香保の温泉地を抱えて、いろんな事業系ごみだとか、そういうものも出てきていると思いますが、それについてお示しいただければと思いますが、お願ひいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ほかの地域との比較をしてということになりますが、令和5年度における1人1日当たりのごみの直接焼却量の全国平均をまず申し上げますと、全国ですと660グラムであります。群馬県の平均は780グラムということですので、47都道府県中では43位ということで、あまり成績はよくないということでございます。また、群馬県内の35市町村中の組合構成市町村の順位につきましては、渋川市が31位、吉岡町が21位、榛東村が10位ということでございます。

議長（安力川信之議員） 14番。

14番（角田喜和議員） 全国で見ても43位ですか、群馬県が43位、またその中で渋川市が31位、12市の中では最下位ぐらいでしょうか。県内では、榛東村で10位、吉岡町で21位、やはりこういったところで見ると、渋川市が断トツに悪いという状況も出ています。やはり地域全体で見たときのこれを引き下げるということを考えないと、平均値ですから、その部分で見ますとですが、それで渋川市が多い理由、先ほども言いましたが、やっぱり観光地を抱えていたり、そういうものがあったりするのも含まれているのかな、また解体業者や、そういうところから出るもの一部が回ってきたりとか、そういうこともなきにしもあらずかな。また別な処理がされていればいいのですけれども、そういうところでの多い理由はどうなっているのか。また、関連ですが、事業系ごみの処理量がやはりネックになるかと思うのですが、その辺のところについてはどのような状況なのか、お示しいただければと思います。状況が分かればいいのですが、お願ひします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 先ほどのごみの量、特に渋川市が多い理由ということでございますが、ごみの直接焼却量には事業系のごみも含まれていることがございますので、やはり議員もおっしゃるように、温泉地を抱えている地区はごみの排出量が多くなる傾向があると思っております。実際に草津町は県内35市町村の最下位ということでありますし、渋川市も温泉地である伊香保があるというのは、やはり大きな原因、事業系ごみが多い、その原因になっていることと思っております。しかしながら、事業系のごみだけが多いわけではなく、家庭系のごみに関しましても渋川市につきましては35市町村中29位ということでございます。群馬県内12市あるうちでも、先ほど議員もそうかなとおっしゃっていましたが、残念ながら最下位でもございます。そうした実態もありますので、家庭系、事業系ともにごみの排出量が多いということになってしまっております。また、この事業系のごみにつきまして、処理量ですとか状況がということでございます。事業系のごみにおける1人1日当たりの平均排出量は、渋川市が345グラム、吉岡町が225グラム、榛東村が85グラムとなっております。事業系のごみを清掃センターに搬入する方法は、一般廃棄物収集運搬業者が収集し搬入する方法と、また事業者が直接搬入する方法と2通りございます。一般廃棄物の

収集運搬業者は、契約している事業者の下に行きましてごみを収集いたしますが、収集するときにその場で分別の状況を確認しているというふうに把握しております。また、事業者が直接清掃センターに搬入する場合は清掃センターに配置している職員が分別状況を確認しておるところでございます。

議長（安力川信之議員） 14番。

14番（角田喜和議員） 事業者が多いということでありましたが、例えばシルバー人材センターが地域の家庭の枝を持ってくるとか、また伊香保町温泉街の旅館の方が直接搬入するとか、いろんなパターンがあるかと思いますが、いろんなものが入ってくる、その中のチェックというのですか、中身のチェックとか、そういうのはされておるのかどうか。やっぱり業者のごみだと、一般の家庭のごみを受けた、そういう人たちが入ってくる、そういうことも考えられますが、その辺の抜き打ちチェックとか、そういうことがされているのか、その辺でも変わってくるかと思うのですが、お示しをいただければと思いますが、どんな状況でしょうか。分かりますでしょうか。

議長（安力川信之議員） 清掃センター所長。

（清掃センター所長荒井一浩登壇）

清掃センター所長（荒井一浩） 搬入に来ますよね。ごみの現場というか、ごみピット、そこでこれは怪しいので、来てくれと、こういうチェックはしております。以上でございます。

議長（安力川信之議員） 14番。

14番（角田喜和議員） ごみピットに来る怪しい業者という、そのチェックするではなくて、チェックして、やはり不正が見つかったりとか、指導があったとかって、そういうことは渋川広域の中ではないのでしょうか。その辺は、市民がしっかりと理解をして、ちゃんとやってくれているのか。それによって、ごみの減量の一つにもなるし、やはりこれは渋川はしっかりやらないとまずいよというのを見せることも必要だし、その辺のところはどうなのでしょうか、お願いをいたします。

以上ですが、再度お願いします。

議長（安力川信之議員） 荒井清掃センター所長。

（清掃センター所長荒井一浩登壇）

清掃センター所長（荒井一浩） 事業系のペットボトルだとかプラスチック、ゴム類は産業廃棄物、厳しく指導し続けた結果、分別化は進んでおります。このような状況でございます。以上でございます。

議長（安力川信之議員） 14番。

14番（角田喜和議員） 事業系がどうかではなくて、チェックもそうなのですけれども、一般市民ではなくて、市民に紛れてそういったごみはないかどうか、そこをチェックしているかどうかということで聞きましたが、ないというふうに思っておきます。

それから、昨年、令和6年度からプラスチックごみの分別収集が始まって、今年決算でも出ておりますが、まだまだ数量的には少ない状況であります。これについて、渋川市議会でもちょっとこの辺確認を取りましたらば、まだまだ全体の目標のプラスチックについては2.数%の実績しかなかったというようなこともありましたが、広域組合全体ではどのようになっているのかお示しをいただければと思います。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 令和6年度から始めましたプラスチックごみの関係でございますが、構成市町村では今申しました令和6年度から容器包装プラスチックとプラスチック使用製品を併せて収集する、プラスチック類一括回収を開始いたしました。令和6年度に清掃センターに搬入されたプラスチック類は、全体で550.06トンであります。可燃ごみ全体量が2万2,072トンであったことを踏まえますと、プラスチックごみは2.43%が分別されたということでございます。しかしながら、当初想定した量は住民を対象とした収集試験の結果により978トンということで考えておりましたので、それと比べるとまだ約半量というような結果でございます。

議長（安力川信之議員） 14番。

14番（角田喜和議員） 答弁ありがとうございます。やはりまだ意識的にプラスチックごみを分けて分別して出すというのがなかなか周知されていないところもあるのではないかでしょうか。燃えるごみと一緒についでだから出してしまおうというところがあるのではないかと、そういうものもありますが、その中でプラスチックごみを出したその先、ここで各自治体から業者が集めてきたものを一部ピットに集めて、それを業者が改めてリサイクルセンターというのですか、向こうへ運んで処理する際に、ペットボトルだとかガラス瓶、いろんな色瓶についてはリサイクルされるのですが、例えばペットボトルでしたら衣服に変わったりとか、いろいろされるのですが、この集めたプラスチック類、それこそプラスチックっていうんな種類がありますから、飲物の袋、お菓子の袋から、卵の入っていたパック、それから納豆のパック、いろんなプラスチック系統があります。これをまた分けていろんなところへ行けばそれなりの活用はあるかと思いますが、広域ですとプラスチック一括で出ている、その先がどうに処理されているのかというのもやはり気になるところなのですが、その辺はどのようになっているのか。リユースですか、いろんなものが再度使われればいいと思うのですが、その辺はどのようになっているのかお示しください。

議長（安力川信之議員） 清掃センター所長。

（清掃センター所長荒井一浩登壇）

清掃センター所長（荒井一浩） ただいまの質問なのですが、最終的にどんなものになるかということですね。材料リサイクルとしてパレット。

（「フォークリフトなんかの」と呼ぶ者あり）

ええ。フォークリフトのパレット、あと車止めですか。駐車場なんかの。駐車場などで使う車止め、あとプランター、あとOAのフロア材ですか、床の、あとごみ袋、ケミカルリサイクルというものでプラスチックを化学的に分解して再利用、コークス炉化学原料化、合成ガス化、虫刺され薬などに使われております。以上でございます。

議長（安力川信之議員） 14番。

14番（角田喜和議員） ありがとうございます。出されたものはいろんな、パレット、車止め、プランター、こういったものに再利用されていることは分かりました。こういったこと、出されたものが何に変わって再利用して、リデュースではないですけれども、できているのかというのは、やはりそれも市民の人も、ああ、こういうふうに変わっているのかというのが分かれば、それなりにまた意識も変わってくるかと思います。ただ分別して、分別だ、分別だということよりも、そういったことも組合でするのか、各自治体の広報ですかは別としても、そういったこともこれから必要になるのではないかと思います。

それでは次に、粗大ごみの処理状況、またリサイクル状況についてお聞かせいただきたいのですが、渋川の例を出しますと、年に2回、私赤城の津久田にいるのですが、集会所、自治会館に自分で、例えばベッドだとか、そういったもの、たんすだとか持つていて、シールを貼つて片づけてもらっているのですが、これがお年寄りなんかはそれもできない、取りに来てほしいというのはなかなかでき切れないというところもありますが、まだまだ使える粗大ごみ等々、リサイクルできるものがあるかと思うのですが、その辺の粗大ごみ、大きなたんすだとか、そういった処理がどうになっているのかお示しいただければと思います。また、清掃センターに持ち込まれてリユースできればいいのですけれども、その辺の対応についても見解、お考えがありましたらお示しいただきたいと思いますが、お願いをいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 粗大ごみの関係でご質問いただきました。清掃センターでは、現在粗大ごみのみの集計値というのを持ち合わせておらないため、お示しができないので、申し訳ございません。ただ、搬入された粗大ごみにつきましては、破碎機を使って不燃物と可燃物に分別し、不燃物と可燃物という形で分けて処理をしておるものです。不燃物のうち、資源化できるものについてはペール化、固めるというのでしょうか、ペール化して有価物として売却をさせていただいております。また、各市町村では、資源ごみにつきましては集団回収ですか拠点回収、こうしたところで独自にリサイクルを実施しているというふうに確認しております。

また、清掃センターを使ってリユース等ができないかという、そういったご指摘でございますが、清掃センターが何分にも現状では敷地が大変狭くなっていますので、その敷地の中でこういったリユース等のリサイクル、リユース等のこういったことをするのになかなか場所がないなというところが非常に心苦しいところではございます。広い敷地を得ることができて、そういったこともできていけば、また少しづつごみの排出量等も少なくなったり、リサイクルに回したりということもできるのかなというふうには考えております。

議長（安力川信之議員） 14番。

14番（角田喜和議員） 答弁いただきましたが、例えばリユースの関係でいきますと、渋川はそういうふうに業者が集めに来て、破碎機によって不燃物と可燃に分ける状況がありますが、以前広域組合で行政視察へ行ったところでは、ちゃんとしたそういうスペースを持ってリユース、欲しい人に再利用で持つてもらったり、交流の場ではないですけれども、そういうのを各自治体に1か所ずつぐらいつくって、屋根がかかっていないと駄目かもしれません、欲しい人、譲りたい人というので年に1回でも何かそういうことも考えられるのではないかと思いますが、その辺について今後の各自治体の取組になるのかと思いますので、管理者のほうにはそれに意見、考え方を求めませんけれども、ぜひそういう対策を考えいただきたいと思っております。

その中で、次に同じごみの関係で、減量化の目標値について質問をしていきたいと思っています。ごみの減量化という部分で見ると、先ほど話がありました。1日当たり900グラムぐらいでしたっけ、そういったことがありました。これを今度はごみの減量化を進めるについて、新たな施設を造っていく、次の2番目にもちょっと関連はするのですけれども、こういったごみ減量化の目標値を決めた中で最終処分場

の検討、全協でもあるということでしたので、深く触れませんけれども、その辺についてはどのような方向性が国のほうで出されているのか、また考えがあるのかどうか、その辺について、雑駁で結構ですので、お示しをいただきたいと思います。やはり市民全体というのでしょうか、国全体のことにも関わってくる問題ですので、お願いをいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ごみ減量化の目標値ということでございますが、近年環境省では循環型社会形成推進交付金の交付対象経費の上限額を設定するということになりました。また、令和10年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎になります計画として、1人1日平均排出量、この上限値を令和2年度実績における1人1日当たりの直接焼却量を基準として16%削減するということで通知を受けております。この結果、今までのように単純に交付対象事業費の3分の1について交付金が活用できなくなりますし、あわせて本来必要としております施設整備規模と通知による上限値で計算した施設規模、こちらの差が出た場合は、その差の分が全て一般経費で賄わなければいけないということになったものであります。広域圏全体平均の1人1日当たりの量で話をさせていただきますが、令和2年度実績、これがまずベースになるということでありますので、929グラムがありました。これを16%削減する場合の数値ですが、これは780グラムになります。その差が149グラムということになるかと思います。先ほど申し上げたとおり、令和5年度の実績では905グラムでありましたので、現時点ではまずこの差を埋めるということが目標になるのではと考えておるところでございます。

議長（安力川信之議員） 14番。

14番（角田喜和議員） 今この目標値を聞きましたが、当初説明があったのは令和5年度の実績で渋川市で905グラムでしたよね。その905グラムを逆に2年と比較して780グラムまで落とす、これは相当な努力をしないと減らない量ではないかなと思うのですが、この目標数だけ聞いても答えは多分出ないと思いますが、これを達成しないことには、いろんなこれから施設を造るのに補助対象にならないという、この次の全員協議会でこの話が出るのですか。出ますか。もし聞ければここで聞いておきたいのですが、今言われたように780グラムで149グラムの差があると。これに見合わないと、施設規模では補助対象にならないというのですか、施設規模にならないと駄目だと、これを超えた場合は自己資金になってしまうというふうなことだと、ではいつ何どきまでに交付金が使えるような事業をするのかというところまで踏み込んだのですが、これについては今延命措置を講じるということで聞いたのですけれども、50年間これからもたせるということで見ると、平成5年からもう32年たっているという部分で、それをあと18年間は現状でいくという、そういう捉え方の中で780グラムを目標にするという、もう十何年も先の話ではないと思うのですけれども、その辺は具体的にはどうなのでしょうか。その場合の交付金基準がもっとも厳しくなるような気がするのですけれども、それに見合った計画、考えはお示しできるのですか。お願いします。

議長（安力川信之議員） 西島事業課長。

（事業課長西島 学登壇）

事業課長（西島 学） ごみの減量化の目標値に関する、それ以降の更新時の施設規模だったり概算金額、現時点できちんと説明させていただきます。

当面16%の減でいきますと、目標値を達成した場合、155トンの施設規模となりまして、現時点の金額ですと概算で216億円となります。現時点のごみの搬出量、このまま減らないとすれば180トンの施設規模、概算で300億円、ごみが減量化できれば1トン当たり1億5,000万円程度の建設費となります。なお、現状国は令和2年度から16%の減と今言っていますが、ちょうど交付金要求がものすごく多くなっておりまして、国のほうも相当苦しいという話を聞いております。ですので、この基準が今後もっと厳しくなる可能性も秘めています。以上となります。

議長（安力川信之議員） 14番。

14番（角田喜和議員） これについては、更新を今やっているところで、いつ頃かというのはお答えはありませんでしたが、この中で国の指針でいった場合、155トンまで詰めれば216億円でできると。でも、渋川広域で216億円、起債を仰いだり、国の補助がどのくらいあるのかというのは質問しましたが、1トン当たり現状下では1億5,000万円程度の建設費がかかるということであります、その辺についても財政の見通し等々も立てなければならないと思います。これは今すぐ、今日、明日、3年後ではないので、聞き置く程度にしておきますが、この基準がもっともっと厳しくなってくると思われます。

次に、ごみの減量化のところで改めて聞かせていただきたいのですが、事業をしているのは、広域では集まってきたものを処理しているのが広域ですよね。実際には、集めるのは各自治体の仕事ですよね。その各自治体の取組がどうかという部分で見ると、一番の元になる広域組合で方向性をしっかり出すことによって、それが組合の事務の方に伝わるという部分であります、この減量化のところでは広域としてしっかりと考へる必要が必然的に出てくると思うのですが、どういった考えの下に減量化とその方向性を出していくのか、それに基づいて方向性が出る、今後のことになろうかと思うのですが、そのところが今現状では決算でもどこでも全く出てこないのですが、お考えをお願いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ごみの減量化事業につきましては、今議員のおっしゃるとおり、ごみの減量化の施策を講じるのは各市町村でやっていかなければならぬことではございます。ですが、その中で市町村から搬入されるごみが多い状況のままで、先ほど事業課長からもご説明申し上げたとおりに、この先に新たな施設をまた建て替えをするですか、そういう場合に大きな影響が出てしまうということは、ごみを減量化すればその分の費用も抑えられるということが大きくございますので、そういうことは現在も総務ですか企画の担当の課長の会議というのを行っております。そうしたときにも引き続きまた説明をしながら、皆さんに協力してもらえるようにということを努めてきております。また、それだけではなくて、ごみ、清掃等の担当をされている部局の課長さんたちに集まっていたら機会にも同じ話をさせてもらっております。そうした中で、広域全体でごみの減量化に努めていかなければ、この先費用的なものも大変大きくかかるということを皆で共有認識をしていく、そういうことを組合のほうでは皆さんにお伝えしていかなければいけないということで進めてまいります。

議長（安力川信之議員） 14番。

14番（角田喜和議員） 広域で進めていく、担当部局とも打合せをしているというお題目を唱えていただけではやっぱり駄目なのですよ。具体的に渋川では、生ごみが入っていませんという専用の袋を作っている

とか、生ごみのコンポスト化に補助しているとか、今の事業では枯れ葉の破碎機の補助をしているとか、渋川では食品ロスフードドライブ等々を行っています。この中で、例えば吉岡町では、資源ごみのストックハウスで独自の事業をしているとか、リユースの提携をしているとか、榛東村さんではごみ排出困難者の個別収集、これは渋川でも一応やっていますが、やはりそういったところを広げていきながら、リサイクル等々に進めていくことが重要ではないかと思います。それで、これについては2問目を終わりにしたいと思いますが、ごみ処理施設の更新には先ほど言いました巨額な費用がかかると。また、焼却施設の規模はごみの量に応じて決まるということがありましたが、これについては財政面からもごみの減量化は最重要課題ですと監査委員さんも指摘をしております。この中で、広域組合は消防、救急、また一般廃棄物処理といった住民生活に密着した業務を展開している中で、財源は構成市町村が負担をする、これが一番大きなところだと。行政コストの削減や効率的な運営に努められたい、こういった形で監査委員さんからも指摘がありました。このごみの減量化について、ただ減らします、減らしますではなくて、どういったことをすれば減らしていくのかというのを、今後のことになるかと思いますが、管理者、また副管理者両名からの方向性も含めてお聞かせ願えればと思いますが、お願いをいたします。

議長（安力川信之議員） 星名管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） ご質問にお答えいたします。

ごみの排出量に応じて焼却施設の規模も大きくなり、結果として莫大な建設費用に反映されること、このことは認識をいたしております。そこで、渋川市では全体の約6割を占める家庭系可燃ごみの減量を重点施策としており、令和3年度を転換点に各種取組を進めてまいりました。令和3年10月からは、生ごみ無排出世帯専用ごみ袋の配布を開始し、生ごみの堆肥化を推進いたしております。その結果、家庭系可燃ごみの収集量は令和2年度の1万7,000トン超から、令和6年度には約1万4,700トンへと減少し、2,300トン以上の減量を実現いたしました。この取組により、生ごみの堆肥化に対する市民の関心が高まり、堆肥化容器購入費補助金の申請件数も増加をいたしております。また、食品ロス削減の一環として、先ほどもありましたけれども、令和3年度から定期的にフードドライブを開催し、毎回200キログラム以上の食品が市民から提供され、地域の福祉施設などへ寄附をされております。これにより、食品ロス削減に対する意識の醸成にもつながっているところであります。こうした取組の積み重ねにより、家庭系可燃ごみの排出量は着実に減少しており、一定の成果が確認をされております。しかし、ごみの減量化をさらに進めていくためには、行政の取組だけではなく、市民一人一人がごみを出さない、再利用するという意識を持ち、日常生活の中で行動に移していただくことが何より重要であると考えております。今後も市民、事業者、行政が一体となって、より一層のごみ減量化と資源の有効活用を推進し、持続可能な循環型社会の実現に向けて取り組んでまいります。以上です。

議長（安力川信之議員） 柴崎副管理者。

（副管理者柴崎徳一郎登壇）

副管理者（柴崎徳一郎） 角田議員にお答えします。

議員ご指摘のとおり、ごみの減量化は非常に重要な課題であると認識しております。また、先ほど事務局の答弁にもありましたように、令和10年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る国の

循環型社会形成推進交付金等については、施設規模が大きいほど交付金が少なくなるほか、1人1日当たりのごみの排出量が令和2年度実績値から16%を達成していないと交付金が少くなるような仕組みとされているものと認識しております。そのため、これまで以上にごみの減量化に取り組まないと今後の施設整備に係る財政負担はますます増えていくこととなり、構成市町村それぞれがごみの減量化に真剣に取り組む必要があると認識しているところでございます。吉岡町においては、ストックハウスの設置や生ごみ減量化のための補助金の拡充等、ごみの減量化に取り組んでいるところでありますが、今後より一層リサイクルの推進、ごみ排出量の抑制により、ごみの減量化に努めていきたいと考えているところでございます。

議長（安力川信之議員） 南副管理者。

（副管理者南 千晴登壇）

副管理者（南 千晴） お答えさせていただきます。

ごみ処理施設の建設や維持管理には多額の費用がかかります。やはり財政的な負担を減らすためにも、ごみの減量化は取り組むべき課題であると認識をしているところであります。そして、地球環境、生態系の面からも重要な課題であるということも認識をしているところであります。本村では、本組合の一般家庭ごみの搬入量が令和4年度、令和5年度、令和6年度と減少している状況であります。ビン類、ペットボトル、プラスチック類の搬入量については、榛東村は大変少ない量となっております。これは、村では指定の日付、日時に再生の資源ごみを出すことができない村民のために、平成23年から資源ごみストックハウスを設置しまして、毎週土曜日と日曜日の午前中にペットボトルや段ボール、ビン類等、そのほかにも新聞、雑誌類等、たくさんの種類を回収しているところでありますけれども、これがたしか業者のほうに売り払っている、そういう状況であります。また、生ごみ処理機購入補助金等も渋川市、吉岡町同様にさせていただいていて、ごみの減量化を推進しているところであります。村といたしましては、引き続き村民にご協力をいただけるよう、現在実施しております事業の周知を図るとともに、他の市町村の取組等情報収集を行なながら、ごみの減量化に取り組んでいく所存でございます。以上でございます。

議長（安力川信之議員） 14番。

14番（角田喜和議員） 管理者、副管理者、答弁方ありがとうございました。

続きまして、焼却施設延命化の関係で質問いたしましたが、これは全協で詳しい説明をいただけるということですので、そのところで質疑をさせていただきます。

続きまして、3問目ですが、ごみ袋の関係について、残された時間で質問させていただきます。全体の枚数等々は聞きました。各3自治体の製造単価、販売価格、手数料、収益、これはどのようにになっているのか、もし調べてありましたらお示しいただきたいと思います。

以上ですが、まずお願ひいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 各市町村の製造単価ですとか販売価格、そういったものについてでございます。ごみ袋に関しましては、種類や大きさで価格が違いますので、ここでは分かりやすいよう令和6年度の燃えるごみの一番大きなサイズ、大サイズのもの、こちら1枚当たりの製造単価、販売価格、手数料というこ

とでお答えをさせていただきます。また、収益に関しては、全てのごみ袋の合算値でお答えをさせていただきます。

まず、渋川市でありますが、製造単価は14.57円、これで小売店への販売価格が13.65円、小売店の販売手数料は1円となっていると確認しております。収益といたしましては、全体で1,336万6,620円の赤字ということだそうです。吉岡町におきましては、製造単価が17.05円で、小売店への販売価格が15円、小売店の販売手数料が2.5円となっております。収益といたしまして、648万7,411円の赤字ということだそうです。次に、榛東村ですが、こちらは製造単価が17.6円、小売店への販売価格は12.375円となっております。榛東村では、販売手数料制度を用いておりませんが、小売店への販売単価で調整していると確認しております。収益といたしましては、450万595円の赤字と確認しております。構成市町村におけるごみ袋に関する経費は、合計で2,435万4,626円の赤字となっており、その赤字の分は税金で負担をするという形を取っているという確認をいたしております。

議長（安力川信之議員） 14番。

14番（角田喜和議員） 今全体の中で燃えるごみの共通する枚数の1枚の単価について、説明、答弁をいただきました。これについて、全ての自治体で手数料等々を引くと赤字だということが分かりましたが、この赤字解消としてのごみ減量化に伴うごみ袋製造単価もまちまちでしたが、これを統一をしていく考えがあるのか。また、このごみ袋の統一化も広域でやっている部分では必要性があるのではないかと思いますが、その辺のお考えはどうでしょうか、お示しください。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいま議員から赤字解消ということで、ごみ袋の統一化についての考えを聞かれましたが、組合では渋川市、吉岡町、榛東村それぞれ運用されています指定ごみ袋、こちらにつきまして組合で統一化した指定ごみ袋を作製することで効率化した行政事務を行うことができるのではないかということで、管理者、副管理者から指示もいただいておりますので、その統一化方法について住民意見を取り入れながら検討したいということで考えておりました。そして、今年度でございますが、今年度4月にごみ処理事業に関する協議会といったものを設立しまして、そちらに有識者の方や広域の住民の方、また構成市町村の担当の課長等々入ってもらいまして、そこでいろんな意見を聞きながら、そちらを進めたいという形で調整をしておったところでございます。

議長（安力川信之議員） 14番。

14番（角田喜和議員） 今3町村、自治体で統一化の方向を検討していると。統一すれば、製作経費も大分安くなるのではないかと思います。これも入札制度も効いて、競争の原理で下げられるのではないかと思いますが、ぜひその辺は一本化の方向で進めていただきたいと思います。また、ごみ処理事業の協議会ということがありました。この中で、どういうふうにしていくかというのは、どこに合わせていくのかという点は今後の問題になるかと思いますが、今までよりも例えば渋川の袋の大きさに合わせるとか、その辺についてはまだ検討が進まないかと思いますが、あとその辺についての意見はどうだったのでしょうか。今は、袋についてはみんな各自治体でもって自治会名と名前を記入しろというふうになっておりますが、その辺についての見解等々もありましたらお示しをいただければと思います。また、このごみ袋につい

てはいつ頃から実施できるように考えているのかお示しをいただければと思いますが、お願ひいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ごみ処理事業に関する協議会へどういった意見があったか、考え方等々ということでお尋ねがございました。こちらの協議会の中では、統一化する際は袋のサイズは現行の渋川市に合わせてというようなご意見がありました。数がもともと多いということがあろうかと思います。この燃えるごみの袋は、大、中、小3つの大きさ、また燃えないごみ袋は大、小の2種類、そしてプラスチック専用袋は大と中の2種類、こういったことが意見として出されておりました。また、袋の色に関しましては、作製コストを少しでも下げられるよう配慮いたしまして、最も多く作製することになる燃えるごみの袋、こちらについては袋に着色をせず、半透明という形を取れば少しこストが下がるのではないかということで意見をいただいております。また、プラスチック専用のごみ、また燃えないごみ、こういったものについては、統一化したときに住民の混乱が避けられるよう、今現在各市町村で使用している色は避けたらどうかというような意見もいただいておりました。また、ごみ袋の価格につきましては、先ほど申し上げましたが、現状各市町村ともに製造費と収益とで差引きしますと赤字が出てしまっておりますので、組合で統一化するのであれば少なくとも赤字とならないような価格の設定が必要になるだろうという意見をいただいております。また、今後はさらなるごみの排出抑制、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化等も考慮して、指定ごみ袋の価格にごみ処理の手数料を加えた有料化を検討するよう、こういった意見も出されたところでございます。

議長（安力川信之議員） 14番。

14番（角田喜和議員） いつ頃かというのはお答えがなかったのですけれども、あとそれから今現在各自治体で在庫として持っているもの、これを使い切つてからではないとならないと思いますし、渋川市であったのですけれども、一時期袋が買占めになって、なくなってしまったということもあって、困った方もいらしたのですけれども、そういうことのないような対策をきちっとやった上での実施をお願いしたいと思いますが、いつ頃からと考えているのかとその辺についてお考えを聞いて、質問は終わります。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 答弁漏れございまして、大変失礼いたしました。ごみ袋のことでございますが、ごみ処理事業に関する協議会の中では、赤字が出ないような形で価格設定をしてほしいという意見が出ていることもありますので、まずその価格設定の方法についてこちらで検討していきたいと思います。また、ごみ袋の有料化については、住民生活に大きく影響することもありますので、検討しなければならない課題等も多いと思います。これは、しっかり調整を行った上で実施しなければならないと思いますが、まずは赤字を補てんするような形で進めてまいりたいと思います。それについては、いつからというのははつきり申し上げるのがまだちょっと検討中というところもございますが、構成市町村としっかりやり取りをしながら決定をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長（安力川信之議員） 以上で14番、角田喜和議員の一般質問を終了いたします。

閉 議

午後 4 時 10 分

議長（安力川信之議員） 以上で今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて会議を閉じます。

管 理 者 挨 捶

議長（安力川信之議員） 管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。

星名管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） 10月定例会の終了に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日は、議員の皆様にはお忙しい中、10月定例会を開催していただき、ご提案を申し上げました各議案につきまして慎重に審議をいただき、それぞれにご承認、ご議決賜り、誠にありがとうございました。審議の過程で賜りました貴重なご意見やご提言につきましては、今後の予算編成あるいは広域行政運営に反映してまいりたい、このように考えております。

議員の皆様には、より一層のご指導をお願い申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

閉 会

議長（安力川信之議員） これをもって令和 7 年 10 月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 4 時 12 分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長 安力川 信之

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 波多野 佐和子

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 富岡 大志

議 員 全 員 協 議 會

(10月30日)

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開 会	3
管理者挨拶	3
報告事項	3
閉 会	9

令和7年10月渋川地区広域市町村圏 振興整備組合議会議員全員協議会会議録

第1日

令和7年10月30日(木曜日)

出席議員(15人)

1番	埴	田	裕	之	議員	2番	福	島	丘	泰	議員
3番	反	町	英	孝	議員	4番	波	多	野	佐	和子
5番	板	倉	正	和	議員	6番	後	藤	弘	一	議員
7番	三	俣		実	議員	8番	田	中	猛	夫	議員
9番	廣	嶋		隆	議員	10番	富	岡	大	志	議員
11番	山	内	崇	仁	議員	12番	善	養	寺	孝	議員
13番	安	力	川	信	之	議員	14番	角	田	喜	和
15番	小	池	春	雄	議員						

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

管 理 者	星 名 建 市	副 管 理 者	柴 崝 徳一郎
副 管 理 者	南 千 晴	監 查 委 員	田 中 誠
事 務 局 長	島 田 志 野	消 防 長	山 田 知 巳
消 防 本 部 長	角 田 泰 紀	消 防 署 長	萩 原 勇 人
会 計 管 理 者	生 方 茂 樹	総 務 課 長	根 井 邦 彦
事 業 課 長	西 島 学	清 掃 センタ ー 長	荒 井 一 浩
環 境 クリ ー ン センター 所 長	横 手 和 敏	消 防 防 課 部 長	狩 野 設 衛
消 防 本 部 長	永 井 雅 人	消 防 本 部 部 長	石 田 正 外
総 務 課 課 長	狩 野 健 一	消 防 本 部 部 長	藤 木 雅
企 画 財 政 係 長	山 本 豊 彰	消 防 本 部 部 長	関 口 剛 士
事 業 課 管 理 係 長	吉 田 浩	事 業 課 施 設 係 長	
監 察 委 員 長			
副 事 務 局 長			

事務局職員出席者

書記長 佐藤昭代 記
書記 町田直哉 記

書記 都丸健一
書記 鶴巻大輔

開 会

午後 4 時 18 分

議長（安力川信之議員） これより議員全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。

管 理 者 挨 拶

議長（安力川信之議員） 報告事項に入ります前に管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。

星名管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） 本日は、10月組合議会定例会でお疲れのところ、議員全員協議会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本日ご報告いたしますものは、1つ目として渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約の変更について、2つ目として渋川地区広域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、3つ目として渋川地区広域圏清掃センター長寿命化総合計画策定及び基幹的設備改良工事について、4つ目として消防職員特殊勤務手当の見直しについての4件であります。内容につきましては、事務局長及び消防長からご説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

報 告 事 項

議長（安力川信之議員） 報告事項（1）、渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約の変更についての説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） それでは、渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約の変更についてご説明を申し上げます。

資料の1ページをお願いいたします。まず、1の変更理由でありますが、7月臨時会の際に開催していただいた議員全員協議会においてご説明しましたとおり、今年度末をもってふるさと市町村圏基金を廃止するため、渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約の一部を変更しようとするものであります。

次に、2の改正（案）であります。渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約の一部を次のように改正しようとするものであります。なお、3ページから4ページに渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約の一

部を改正する規約（案）の新旧対照表がございますので、併せてご覧ください。

共同処理する事務第3条中、ふるさと市町村圏計画に係る第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号としたいと思います。

第4章、ふるさと市町村圏基金は、今回の基金廃止により全文削除としたいと思います。

第5章中、第15条を第12条とし、第5章を第4章に繰り上げたいと思います。

第16条第2項を削り、第6章中、同条を第13条とし、第6章を第5条に繰り上げたいと思います。

附則として、この規約は令和8年4月1日から施行するものであります。

最後に、3の今後のスケジュールであります。まず、令和7年12月、関係市町村において議会12月定例会に規約変更協議議案を提出していただきます。そこで議決いただいたものを組合で取りまとめ、令和8年1月に群馬県知事へ規約の変更許可申請を行います。その後、組合議会2月定例会に関係条例の改廃議案を提出し、ご議決をいただきましたら、令和8年4月1日から施行いたしたいと考えておるものであります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は1人3問まで、自席にて発言をお願いいたします。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告事項（2）、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についての説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてご説明を申し上げます。

資料の1ページをお願いいたします。まず、1の財産処分の理由ですが、先ほどご説明したふるさと市町村圏基金の廃止に伴い、財産処分について定めるものであります。

次に、2の財産処分（案）ですが、組合が設置するふるさと市町村圏基金に関する共同処理する事務を令和8年3月31日をもって廃止することに伴い、基金に属する財産は次のとおり関係市町村及び群馬県に帰属するものとしたいと思います。

（1）、基金原資の清算額は、基金設置当時の関係市町村の出資割合に応じて、渋川市は77.64%で6億9,876万4,000円、吉岡町は11.93%で1億739万8,000円、榛東村は10.43%で9,383万8,000円であります。

（2）、運用益の清算額は、基金の利子分を令和8年3月31日現在高で確認し、その額を出資割合に応じて関係市町村に返還をいたします。なお、群馬県の助成金1億円はそのまま100%で返還することを県と確認をしております。

次に、3の今後の流れであります。関係市町村において、議会12月定例会に財産処分協議議案を提出し

ていただき、議決をお願いいたします。その後、令和8年組合議会2月定例会に関係条例の廃止議案等を提出いたします。ご議決いただきましたら、3月には出資金及び運用益を関係市町村へ、また助成金を群馬県へ返還し、令和8年4月1日の基金条例廃止を目指してまいります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告事項（3）、渋川地区広域圏清掃センター長寿命化総合計画策定及び基幹的設備改良工事についての説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 渋川地区広域圏清掃センター長寿命化総合計画策定及び基幹的設備改良工事についてご説明をいたします。

1ページをお願いいたします。1の概要であります。渋川地区広域圏清掃センター、この後は清掃センターと称させていただきます。こちらは、平成5年の供用開始から32年が経過し、老朽化した施設であるため、ごみ焼却施設については主要設備等の更新、改造を行う基幹的設備改良工事を実施し、安定したごみ処理体制を確保する方針であります。基幹的設備改良工事につきましては、国の交付金を活用するものであります。交付の前提として長寿命化総合計画の策定が必須となっております。このたび長寿命化総合計画を策定し、基幹的設備改良工事の概算金額等が把握できましたので、議員の皆様にご報告申し上げるものであります。なお、この工事により、ごみ焼却施設は設備改良工事の後、15年以上は延命化をしていきたいというふうに目指してまいります。

2の長寿命化総合計画についてであります。長寿命化総合計画とは、廃棄物処理施設に求められる性能水準を保ちつつ、長寿命化を図り、施設が建設されてから廃止されるまでに費やされる費用を低減するための具体的な計画であります。この計画は、清掃センターの維持補修履歴、今後の施設保全計画や延命化計画、既存施設の延命化と新施設整備に係る経済性比較等で構成をされておるものであります。

3の概算工事費についてであります。本組合では、国に循環型社会形成推進地域計画を提出した時点では概算工事費を約79億円としておりましたが、このたび策定した長寿命化総合計画では、近年の物価上昇、また施設の老朽化が進んだこと、工事後15年間以上長期の稼働を目指す上で必要となる工事箇所の増加などがあり、想定額より約40億円増額となる118億6,900万円になると示されたものでございます。なお、延命化ではなく、仮に新設した場合の工事費を試算し、点検補修費なども考慮して経済的な比較を行ったところ、延命化するほうが廃棄物処理ライフサイクルコストにおいては10億円以上経済的に有利であるという結果が出ております。

3ページの資料1をお願いいたします。少し細かくて申し訳ございません。長寿命化総合計画の概要版として、主に既存施設を延命化する場合と施設をこのタイミングで新設する場合の経済性の比較の状況についてまとめた資料でございます。1の条件設定でありますが、基幹的設備改良工事により延命化する場

合の工事費は118億6,900万円、施設を新設する場合の工事費は297億円として比較をしております。なお、施設規模につきましては、延命化する場合は現在の施設の1日当たりの処理上限232.5トン、新設する場合は主に今後の人口減少等を考慮いたしまして、1日当たり180トンということで設定をしております。これは、令和4年度に策定した施設整備基本構想で想定した数値でございます。

2の検討対象期間ですが、長寿命化総合計画策定年度の令和7年度から延命化目標年度である令和25年度までの19年間ということで設定をしております。

3の廃棄物処理ライフサイクルコストの比較でありますと、それぞれの場合にかかる点検補修費、工事費、新施設残存価値を算出し、そこから廃棄物処理ライフサイクルコストを導き出したものでございます。延命化する場合は約129億9,300万円、新設する場合は約140億4,600万円ということで、延命化する場合のほうが10億5,300万円ほど安価になるという結果が出ておったものでございます。

4の工事費と交付金・交付税ならびに組合負担額でありますと、延命化する場合の工事費118億6,900万円のうち、交付金、交付税の見込額は56億2,300万円であることから、組合の実質的な負担額は62億4,600万円になるという試算結果でございました。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。4の今後の方針についてであります。清掃センターの基幹的設備改良工事は、今後の長期的な安定稼働を目指す上で必要となる主要設備の更新、改造を行うものであり、取りやめることができないものと考えております。組合では、工事費の削減、平準化を図るため、高額となり得る工事箇所を先送りすることも検討いたしましたが、その際国の交付金の対象外となってしまうことや、工事の都度休炉せざるを得なくなり、その間にごみ焼却を委託するため委託料が発生する、こうしたことから結果としては事業費を圧縮することが難しいと試算しております。また、工事を実施しないことも検討いたしましたが、その場合は施設の老朽化による故障ですとか事故のリスクも非常に高くなり、こうした事故が万一起きた場合は一時的にごみの受入れができないなど、住民の生活に多大な影響を及ぼすことが懸念されるという結論に至ったものであります。あわせて、基幹的設備改良工事を行わず、新施設を建設することも考慮いたしましたが、延命化する場合のほうが経済的に有利であるという結果も出ているところでございます。こうした様々な理由から、多額の工事費となることは見込まれますが、当初計画のとおり、基幹的設備改良工事を実施する方向で進めさせていただく方針でございます。

2ページをお願いいたします。5の契約方式についてであります。基幹的設備改良工事では、廃棄物処理施設を構成する化学機械、電気、機械工学等を総合化したプラント設備等について更新や改造を行うものでありますので、既存機器との互換性を持たせた上で性能を確保することや責任の所在を明確にするため、専門プラントメーカーを対象とした設計施工一括発注方式が一般的となっております。このため、受注者には基幹的設備改良工事とはいえ、新施設建設工事を行えるだけの技術力を有することを条件としまして、現状の清掃センターと同種、同規模な処理能力を持つ施設の工事実績を有する者から選定したいと考えました。この条件を満たした9者を選定し、入札参加の意向調査を事前に行っております。なお、条件を満たした9者につきましては、5ページに資料2として会社名と工事実績数をまとめましたので、ご参考ください。

7ページ、資料3をお願いいたします。先ほど申しました入札参加意向調査の結果になります。表の左側に会社名、真ん中に参加意向の有無をマル・バツで、右側には参加意向の有無の理由を記載しております

す。結果といたしまして、会社名3行目の株式会社タクマ、この者は現在の清掃センターのプラントメーカーになりますけれども、この1者のみが参加の意向を示したものでございます。

本文の2ページにお戻りください。組合では、現在の清掃センターと同種、同規模な処理能力を持つ施設の工事実績を有するという条件を付した一般競争入札により業者を決定することを検討しておりましたが、技術者が足りない、技術者不足、性能保証の担保ができない、こうした理由等により、1者しか入札参加意向を示さなかったことを踏まえますと、競争入札を実施したとしても応札業者が当該業者1者のみになると考えております。このようなことから、基幹的設備改良工事につきましては、当該業者以外に実施可能な業者が存在しないということで、株式会社タクマと随意契約をしたいというふうに考えておるところでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

14番、角田喜和議員。

14番（角田喜和議員） 説明を受けました。これを15年間延命化する場合を、補助金の関係でちょっと確認したいのですが、国のはうの交付税措置という部分であります。一般質問のところでもちょっと触れたのですが、新設した場合は1日当たり16%減と、この枠には全く入らないということで理解していいでしょうか。これは、交付税の措置が多いか、少ないかという事業の内容になっているのですけれども、この交付金の場合はどういう扱いになっているのか、お示しをいただければと思います。その1点ですが、お願いします。

議長（安力川信之議員） 西島事業課長。

（事業課長西島 学登壇）

事業課長（西島 学） 基幹改良における更新との比較について、交付税措置がどのような形になるかというところでありますが、先ほど一般質問の中で16%減を考慮したものかどうかというところで、この数値は考慮していない数値となっております。基幹改良につきましては、16%の減とか、そういうところは適用されずに、そのまんま適用外となっております。新築につきましては、16%減ではなく、現在のごみの量で検討しております。

（「交付税算入に影響はあるか」と呼ぶ者あり）

交付税算定の影響につきましては、新築のみに影響があるというところであります。

議長（安力川信之議員） 14番。

14番（角田喜和議員） ここについては、引き続きタクマしか該当者がいないという部分で、タクマと契約という方針が出されておりますが、この随意契約の金額について、協議するだらうけれども、タクマの言い値ではなく、その辺はちゃんと理詰めの中で根拠を求めながら、今までずっとやってきた経過もあるし、交換とかいろいろやっていますから、その辺も含めた中でのきちっとした対応をしてもらいたいと思います。ただ1者しかいないから、ここで随契でオーケーということではなくて、そこは厳密な調整、協議をしていただきたいと思います。これは要望でおきますので、お願いします。以上です。

議長（安力川信之議員） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告事項（4）、消防職員特殊勤務手当の見直しについての説明を求めます。

山田消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 消防職員特殊勤務手当の見直しについてご説明申し上げます。

初めに、現状と課題でございますが、消防職員の特殊勤務手当は深夜帯の業務に対しての夜間特殊勤務手当、救急救命士特定行為及び防疫等業務手当が規定されておりますが、増加し続ける救急出動や未知なる感染症への対応等、職員の身体的、心理的負担が増えるとともに、職員間での業務内容に不均衡が生じているところでございます。また、緊急消防援助隊として出動した場合の待遇面について、総務省消防庁から類似の災害活動に従事している国家公務員や警察職員との均衡を図るとともに、緊急消防援助隊は他の地方公共団体に属する職員と共に部隊を構成する性格を考慮し、手当の支給について適切な対応を求める通知が発出されているところでございます。このような状況を踏まえ、出動手当等について検討させていただいたところでございます。

2の見直し内容についてでございますが、（1）の出動手当については、各種災害出動において緊急走行により現場に出動した職員に対し、1回300円を支給したいとするものでございます。

（2）の緊急消防援助隊出動手当については、緊急消防援助隊として出動した職員に対し、出動した日1日につき2,160円を支給することとしたいとする内容でございます。

手当額についてでございますが、（1）の出動手当の300円は、群馬県内各消防本部の出動手当を参考に算出しております。

（2）の緊急消防援助隊出動手当の日額2,160円は、人事院規則9-30、第19条第3項第3号の人事院が著しく危険であると認める区域で従事した場合の手当額と同額でございます。

4の経費負担についてでございますが、（1）の出動手当については一般財源となります。

（2）の緊急消防援助隊出動手当、緊急消防援助隊出動手当として支給した経費については、消防庁長官の指示で出動した場合は全額国庫負担金、求めで出動した場合は全国市町村振興協会より全額負担されるため、一時的に広域組合予算より支給しますが、国等から全額補てんされるものでございます。

5の資料でございますが、現在の渋川地区広域市町村圏振興整備組合の特殊勤務手当に関する条例でございます。

以上で消防職員特殊勤務手当の見直しについてのご説明とさせていただきます。消防職員特殊勤務手当の見直しについては、よろしければ条例の整備を進めさせていただき、令和8年度より措置させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

閉 会

議長（安力川信之議員） 以上で本日の議事は終了いたしました。

これをもって議員全員協議会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時45分